

板倉町告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成19年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年9月5日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成19年9月11日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	石 山	徳 司	君
6 番	市 川	初 江	さん	7 番	青 木	秀 夫	君
8 番	野 中	嘉 之	君	9 番	石 山	甚 一 郎	君
1 0 番	秋 山	豊 子	さん	1 1 番	塩 田	俊 一	君
1 2 番	青 木	佳 一	君	1 3 番	川 田	安 司	君
1 4 番	荻 野	美 友	君				

○ 不 応 招 議 員 ( 1 名 )

5 番 宇 治 川 利 夫 君

## 平成19年第3回板倉町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成19年9月11日(火)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第41号 板倉町公平委員会委員の選任について  
日程第 4 議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 5 議案第43号 板倉町教育委員会委員の任命について  
日程第 6 議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 7 議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 8 議案第46号 政治倫理の確立のための板倉町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について  
日程第 9 議案第47号 町道路線の廃止について  
日程第10 議案第48号 町道路線の認定について  
日程第11 議案第49号 平成19年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について  
日程第12 議案第50号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について  
日程第13 議案第51号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について  
日程第14 議案第52号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について  
日程第15 議案第53号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第16 議案第54号 平成18年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第17 議案第55号 平成18年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第18 議案第56号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第19 議案第57号 平成18年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第20 議案第58号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第21 議案第59号 平成18年度板倉町水道事業会計決算認定について  
日程第22 陳情第 1号 後期高齢者医療保険制度の見直しをもとめる要請書について

### ○出席議員(13名)

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	石山	徳司	君
6番	市川	初江	さん	7番	青木	秀夫	君
8番	野中	嘉之	君	9番	石山	甚一郎	君
10番	秋山	豊子	さん	11番	塩田	俊一	君
12番	青木	佳一	君	13番	川田	安司	君

14番 荻野美友君

○欠席議員(1名)

5番 宇治川利夫君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針ヶ谷	照夫	君
教育長	今村	好市	君
総合政策課長	小野田	吉一	君
生活窓口課長	荒井	英世	君
健康福祉課長	小野田	国雄	君
建設農政課長	中里	重義	君
会計管理者	小菅	正美	君
教育委員会 事務局長	田口	茂	君
農業委員会 事務局長	中里	重義	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光実	
書記	石川	英之	
行政安全 グリーン リーダー 兼 議会事務局書記	丸山	英幸	

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。

ただいまから告示第70号をもって招集されました平成19年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長（荻野美友君） 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。今日は先ほど第2庁舎だったのですが、第35回目の福祉パレードというのがございました。この内容につきましては、今月が知的障害者の月間ということでございますので、板倉町を皮切りにこれからパレードが始まるわけでございます。最近、非常にいろんな社会保障関係、厳しい状況が続いております、今回の知的障害者、障害者の自立支援法というのがあるのですが、この関係についても大変内容的には厳しい一面がございます。そういったことで、ぜひ関係者の方には頑張ってほしいと、そう申し上げさせていただきました。

さて、平成19年第3回板倉町議会定例を招集しましたところ、議員各位には極めてご多忙の中にもかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、今月の2日の日に板倉町におきましては総合防災訓練というのを実施いたしました。その際には、議員各位にもご出席をいただきまして、ありがとうございました。その訓練を行った直後と申しますか、先週、台風9号が襲来いたしまして、本当に心配をいたしました。結果的には、思ったよりも被害が少なく通り過ぎてくれましたので、本当によかったなと、そう思っておる次第でございます。なお、6日の夕方には、庁内で対策会議を開きまして、大型で強い台風が直撃とのことございましたので、場合によりましたら住民の避難勧告発令までいくのかなと、それを想定いたしました対応を考えておりました。今回の台風は、利根川上流の支線であります鍋川流域で6日昼間から豪雨がございまして、その後上陸による大雨が想定されていまして、これで利根川は本当に大丈夫のかなと不安に駆られた次第でございます。幸いにも私たちの地域を含む周辺の雨量が少なかったということもございまして、心配されるほどの被害ではございませんでした。

しかし、上陸してから渡良瀬川の上流部では相当な降雨がございまして、あわせて草木ダムの放流も重なりました、7日にわたらせ遊水地の越流堤、これを越えたわけでございます。越流堤を超えるというのは並大抵の雨量ではないというふうに考えております。この影響もございまして、邑楽東部第1排水機場の運転管理におきましては、本日も職員が詰めている状態でございます。6日の夜から運転を開始いたしまして、自然排水できるまでの管理で、今回は町が管理を始めてからこれまでで最も長い6日間に及びました。特に今回は、渡良瀬川の水位がこれまで以上に上昇しましたものですから、仲伊谷田承水溝の海老瀬樋管を閉鎖いたしまして、その水を板倉川へ流入させて、第1機場と第2機場が連携して排水をいたしております。こ

れもふだんではなかなかないこととございます。まだ9月でございますので、幾つかの台風が接近すると思われませんが、間違いのない管理をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、今年の夏は非常に暑かったというよりは、物すごい夏だったなと感じております。8月の猛暑は、8月16日に埼玉県熊谷市と岐阜県の高山市でございますが、40.9度を記録いたしまして、国内最高気温を74年ぶりに更新したのは、ついきのうのように思います。板倉町も熊谷市とは目と鼻の先でございますし、隣の館林市でも同じ日に40.3度を記録いたしまして、群馬県内の記録を更新いたしております。全国では101地点の観測地点で観測史上最高気温を更新したとのこととございます。こんな状況が続きますと、一体この先どうなるのかなと不安も感ぜずにはられません。

こうした気象状況を引き起こす原因といたしまして、地球温暖化が叫ばれておりますが、世界の先進国が取り組んでおりますCO<sub>2</sub>削減をどの国も連携して本気で進めなければならないと思っております。8日に開催されましたアジア太平洋経済協力首脳会議APECでも、地球温暖化問題でエネルギー効率の改善や森林面積の拡大に関する数値目標を盛り込んだシドニー宣言を採択いたしております。特に日本は、この問題に関してリーダーシップをとっていかうとしておりますので、大きな期待をしておるところでございます。

さて、夏の参議院選挙におきましては、自民党が大敗を期するという結果となっております。政治と金問題では、大臣が3人も交代するといった異例な事態となっております。また、内閣改造後も大臣の選挙費に絡む問題も出ておまして、政局はかじ取りが非常に難しい状況に陥っているのではないかと感じております。新内閣では、参議院選の敗北を深く認識して、地方に格差のない施策の展開を実施すると言っております。それがどういう形であらわれてくるのか、期待したいと思っております。

町では、国の歳出削減や地方交付税の減額などによりまして、厳しい行財政運営を強いられております。現在健全なる長期的な行財政運営を行うためにはどうすればよいか、そのための財政改革プランを策定中とございます。中身といたしましては、ハード事業をできるだけ先送りして、ソフト的な事業、周辺自治体との格差を解消するような施策を盛り込めればと考えております。来年度予算編成を前に議会にも相談をさせていただき予定でございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

なお、今回の議会には、議案第41号から59号まで19件を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

#### ○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は19件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、陳情1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番 青木秀夫君

8番 野中嘉之君

を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、9月4日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、9月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月11日から20日までの10日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、議案第41号から議案第53号について、提案者からの各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第54号から第59号について、提案者からの議案説明のみを行います。次に、陳情第1号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

第2日目の12日は、一般質問を行います。引き続き総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

第3日目の13日は、総務文教福祉常任委員会を、第4日目の14日には建設農政生活常任委員会をそれぞれ開催し、平成18年度の決算について事務報告を行います。

9月15日から19日までを休会とします。

最終日の20日は、議案第54号から議案第59号について審議決定をします。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から20日までの10日間と決定いたしました。

---

○議案第41号 板倉町公平委員会委員の選任について

○議長（荻野美友君） 日程第3、議案第41号 板倉町公平委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第41号 板倉町公平委員会委員の選任について。

本案につきましては、板倉町公平委員会委員長であります野中長一君が、平成19年9月22日をもって任期満了となり、今任期をもって退職されたいとのことでございますので、これに伴います後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、佐山和雄君、生年月日、昭和17年10月19日、住所、板倉町大字海老瀬7071番地を選任いたしたく、地方公務員法第9条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

佐山和雄君は、人格は高潔で、地域におきましても信望が厚く、民主的な事務処理に深い理解をお持ちであり、また行政内容にも精通しておりますので、適任者として公平委員会委員に選任したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は同意することに決定しました。

---

○議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（荻野美友君） 日程第4、議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員長であります三芝秀雄君が、平成19年9月19日任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。

三芝秀雄君は、平成13年9月から委員として税務行政に貢献されておりますので、今後とも活躍いただけるものと思っておりますので、引き続き氏名、三芝秀雄君、生年月日、昭和14年8月8日、住所、板倉町大字内蔵



新田36番地の1を適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は同意することに決定しました。

---

○議案第43号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第43号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第43号 板倉町教育委員会委員の任命について。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります大山登君が、平成19年9月30日任期満了となり、今任期をもって退職されたいとのごことでございますので、これに伴います後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、長谷見和夫君、生年月日、昭和17年4月30日、住所、板倉町大字細谷677番地を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

長谷見和夫君は、人格は高潔であり、長年にわたる教育者としての経験に基づいた指導力、行動力を十二分に発揮し、その職務を遂行していただけたと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は同意することに決定しました。

---

○議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第44号と日程第7、議案第45号の2件は、人権擁護委員候補者の推薦関係であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第44号ないし議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦について。

この2件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦でございますが、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、議案第44号でございますが、現在その職にあります延山守永君が、平成19年12月31日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。延山守永君につきましては、任期中その職務を的確に遂行していただいております。今後その活動が十分可能であると思われるため、引き続き氏名、延山守永君、生年月日、昭和14年1月5日、住所、板倉町大字岩田2417番地の2を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第45号でございますが、同じく現在その職にあります馬場信雄君も、平成19年12月31日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。馬場信雄君につきましても、任期中その職務を的確に遂行していただいております。延山君同様、今後その活動が十分可能であると思われるため、引き続き氏名、馬場信雄君、生年月日、昭和21年1月25日、住所、板倉町大字除川1064番地を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は同意することに決定しました。

議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は同意することに決定しました。

---

○議案第46号 政治倫理の確立のための板倉町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第46号 政治倫理の確立のための板倉町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第46号 政治倫理の確立のための板倉町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、政治倫理の確立のための板倉町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第46号 政治倫理の確立のための板倉町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

ご存じのとおり、10月1日から郵政民営化法が施行となります。また、証券取引法の一部が改正となることから、この2つの法整備に絡めまして、町長の資産等の公開のために作成する資産等報告書というのがあるのですが、この中の記載の内容を変更するものでございます。

郵政民営化法の施行によって、郵便貯金と今郵政省で言っている郵便貯金、これが預金として取り扱われることになりました。したがって、町長の資産等の中に郵便貯金という項目があったものを削除するものです。

また、証券取引法が金融商品取引法に改められるとともに、一部改正がありまして、有価証券の範囲が拡大されることになりました。これまで町長の資産等の中に金銭信託という項目があったのですが、これが有価証券の中に含まれるということになりましたので、こちらを削除するものでございます。

附則の施行日につきましては、金融商品取引法に関する改正を9月30日に、郵政民営化法に関する法整備を10月1日に施行するものでございます。

以上、説明終わりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第47号 町道路線の廃止について

○議案第48号 町道路線の認定について

○議長（荻野美友君） 日程第9、議案第47号と日程第10、議案第48号の2件は、町道路線関係であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第47号 町道路線の廃止について、議案第48号 町道路線の認定についてにつきましては、関連がございますので、一括でご説明をさせていただきます。

初めに、議案第47号 町道路線の廃止についてですが、今回廃止をお願いいたします路線は、邑楽東部第1排水機場及び第2排水機場の完成に伴う機能喪失路線の廃止と、内郷土地改良事業区域に関連する従前路線を廃止するものでございます。

次に、議案第48号 町道路線の認定についてですが、今回認定をお願いいたします路線は、国土交通省の邑楽東部第2排水機場の旧樋管撤去工事に伴い、県道佐野・古河線北川辺町側より第2排水機場への取り付け道路として整備した路線の認定と、内郷土地改良事業により造成されました新設路線の認定及び従前路線の廃止に伴う区域外路線の再認定でございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） それでは、議案第47号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、次の1ページをごらんになっていただきたいと思います。まず、この一覧表の中の1番の町道4047号線につきましては、ただいま町長の提案理由の説明のとおり、第1機場にかかわる道路でございまして、海老瀬の本郷集落から第1排水機場の場内を通過しまして、佐野・古河線に至る路線でございます。これにつきましては、新機場の完成によりまして道路としての機能が喪失したために廃止するものでございます。位置につきましては、3ページの図面をごらんになっていただきたいと思います。ここにあるとおりでございます。

続きまして、2番目の町道4106号線でございますが、こちらにつきましては旧の第2排水機場の取り付け道路、機場への進入道路ということでございましたが、旧樋管の撤去工事に伴いまして国土交通省で整備し

ました県道の佐野・古河線の北川辺町側から新機場への取りつけ道路の完成により機能が喪失をしたための廃止でございます。この位置につきましては、4ページの図面をごらんになっていただきたいと思ひます。こんな形で機場への進入路ということで機能をしておったわけでございます。

続きまして、3番目の町道2 18号線から35番の町道3301号線につきましては、内郷土地改良事業の区域内及び区域外にまたがる従前道路の廃止をお願いするものでございます。位置につきましては、図面の5ページ及び6ページの廃止路線図をごらんになっていただきたいと思ひます。

この以上35路線の起終点につきましては、説明は省略させていただきますが、図面で確認をしていただきたいと思ひます。また、廃止に伴います総延長及び幅員につきましては、延長で1万5,190.1メートル、幅員では1.2メートルから9メートルとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第48号 町道の認定についてご説明を申し上げます。1枚めくっていただきまして、一覧表をごらんになっていただきたいと思ひます。整理番号の1番、町道の4122号線につきましては、ただいま47号で申し上げましたとおり、第2排水機場樋管撤去の工事に伴いまして新設をされた取りつけ道路でございます。位置につきましては、次3ページの図面をごらんになっていただきたいと思ひます。佐野・古河線から旧機場のわきを通りまして、町道のほうに接続をするというような形の路線でございます。

次に、整理番号の2番、町道の3462号線から37番の町道2 41号線までの35の路線につきましては、内郷土地改良事業により造成されました新設道路の認定、またこの内郷土地改良事業の区域の内外にまたがります従前の路線を廃止いたしました関係で、区域外に残りました路線の再認定をお願いするものでございます。位置につきましては図面の4ページ、これが内郷の区域内及び周辺に係る部分の一部でございます。それから、5ページがやはり内郷の換地区域内の部分になります。それから、6ページでございますが、これにつきましては換地区域の内外にまたがる道路のうち、換地区域の外側に所在する道路の再認定に係る図面でございます。それから、7ページでございますが、こちらにつきましては同様、これはいわゆる海老瀬農免道路と言われている道路でございますが、これにつきましては換地区域の外側に残る部分の再認定ということでございます。

以上の起終点につきましては、図面をごらんになっていただきたいと思ひますので、説明については省略をさせていただきます。また、こちらの認定の延長及び幅員でございますが、37路線の総延長で1万2,635.9メートル、幅員につきましては2メートルから9メートルとなります。

以上申し上げます、説明を終わらせていただきたいと思ひます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

日程第9、議案第47号 町道路線の廃止についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第48号 町道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番、石山です。

参考のために、発展のために道路を改修するというのは、これ必要不可欠で、私も認識しております。反対ということではないのですけれども、仮に総延長と幅員は出ていますけれども、これ面積でいきますと古い道路と新しい道路をつけかえたときにどの程度の面積の増加があったか、わかる範囲内でお答えいただければ幸いです。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますが、従前の道路がこの一覧表にあるとおり、結構狭い道路が多ございました。例えば土地改良の換地区域の中の新設道路でございますが、これは基本的に5メートル幅員ということでございます。今回は、廃止路線の延長と認定路線の延長、この差が2,554.2メートル減少してございます。幅員でございますが、これは廃止路線が1.2から9メートル、それから認定の路線が2.0から9メートルということでございますが、道路によっては全線同一幅員ではない道路も若干ございます。そういう中で、おおむねの換算をして計算をいたしてみますと、延長は2,500メートル余減少しておりますが、幅員が広がった部分が大分換地区域の中ではございます。そういう面で、今回は面積的にはほぼ同じ広さということで私どもとしては積み上げた結果でございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。

整理番号1番の間田のところなのですけれども、この図面を、4122号線なのですけれども、図面を見ますとすごくなだらかな感じに見えるのですが、あそこところはすごく起伏が激しく、道路を通るときに本当に車なら何とかあれですけれども、自転車などであそこを通った場合には本当に上のほうから急にぐっとおりるような感じに見えるのですけれども、この4122号というのはそこに当たるところでしょうか。もし当たるようでしたら、直さずあのままなのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問の箇所につきまして、ここであるのかどうかという質問でございますけれども、この道路につきましてはご承知のとおりかと思っておりますが、いわゆる国土交通省の河川用地を占用してつくっている道路でございます。この道路の勾配につきましては、当然道路構造令に従った勾配でつくられております。ただ、その中で堤防のいわゆる上段から取りつけをするということでござ

いますので、どうしても勾配をとらなければいけないと。そういう中で道路の構造としますれば、極力が勾配が小さな勾配でつくれるのが理想でございますけれども、やはりこの前後にも佐野・古河線に接続をする道路交差点がございますので、公安委員会等との協議の中では今度次の交差点との距離をある程度あげなければいけないということでございますので、私どもで国土交通省といろいろ道路の占用等の協議をする中では、この接続の位置が最大考慮できる位置ということでつくってございます。この道路につきましては、舗装もかけられていますので、多少私が見る限り自転車での上りおりについてはきつかなという感じはいたしてございます。ただ、そういう制約がございますので、この状況で我々がやれる範囲、ベストであるというようなことで認識をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それで理解をしていただきたいということですが、あそこは間田のほうから上がってきますと、すぐに佐野・古河線の道路にもう面するわけなのです。そうしますと、本当に私もあそこを通ったときに、これは危ないなという思いがいたしましたのですけれども。それで、近所で子供さんを自転車に乗せて主婦が申すには、ちょっと危ないのではないかということを行っているのですけれども、あの辺は少し改良していただけたらありがたいなというふうに思いますけれども、それは思いませんですか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） 議員のおっしゃっている道路でございますけれども、今お話を聞いている限りでは、今回認定をお願いしている4122号線ではない道路のことでしょうか。山口寄りの反対側の部分でしょうか。

[「秋山さんが言っているのは、埼玉のほうだね」と言う人あり]

○建設農政課長（中里重義君） そうしますと、間田の集落の中から……

[「機場がありますでしょう。その前の道路がこの」と言う人あり]

○建設農政課長（中里重義君） 機場というのは第2機場……

[「秋山議員が考えているのは谷田川のほう」と言う人あり]

○建設農政課長（中里重義君） ただいま認定路線の関係でご質問かということで私のほうは受けとめさせていただきましたので、4122号線の状況について先ほど申し上げたのですが、ですからこの4122号線につきましてはそういうことでちょっと私も自転車だということをお願いしましたが、この道路についてはかなり勾配緩やかにとってございますので、自転車の走行等についてもそんなにきつい道路ではございません。そういうことで、この4122号線についてはご理解をいただきたいと思います。

[「その谷田川のほうの道路は」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 秋山議員に申し上げます。挙手して質問を願います。

○10番（秋山豊子さん） では、先ほどの4122号につきましては私の誤りでありまして、失礼いたしました。

谷田川のほうのあの道路のところも非常に起伏も激しいので、あそこも皆さんから余りにも急で危ないということは伺っておりますので、あの辺もこれから今後あのままなのでしょうか。それとも、あれを改良するのでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいなと思って、今ちょっとお話をさせていただいたのですけ

れども。全然関連がないということはないと思いますので。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） その点につきましては、今後またよく調査をさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結します。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第49号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第11、議案第49号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてをを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第49号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,474万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億1,760万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に516万6,000円、県支出金に596万1,000円、寄附金に99万9,000円、繰入金に5,500万円、繰越金に1億9,462万3,000円、町債に1,300万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費に32万2,000円、民生費に1,253万1,000円、衛生費に6万円、農林水産業費に4,733万1,000円、土木費に1億4,285万7,000円、消防費に6,770万円、教育費に829万9,000円をそれぞれ追加し、総務費を395万8,000円、商工費を39万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第49号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。



歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,474万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,760万円とするものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。第1表に歳入歳出予算の補正でございますけれども、今町長の提案理由で説明してございますので、省略をさせていただき、5ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正でございます。一般公共事業債3,690万円に1,090万円を追加して4,780万円とするものでございます。内郷土地改良事業に係るものでございます。それから、臨時財政対策債1億8,700万円に210万円追加し、1億8,910万円とするものでございます。こちらのほうは、国からの額の確定通知によるものです。基本的には、地方交付税の額が確定して財政不足があったものについての地方債という基本的なものがございます。

続いて、8ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金、自立支援医療負担金で240万円の追加でございます。これは、また後で出てきますけれども、生活保護受給者の世帯の人工透析分の費用を自立支援医療費から支出するという制度改正がございました。板倉町では1名対象者がいるということで、これにつきましては国が2分の1、県4分の1、町4分の1というふうに負担割合が定められております。医療費総額が480万円なのですが、これ歳出のほうでまた出てきます。

続いて、第3項の国庫委託金、3目の農林水産業費国庫委託金でありますけれども、邑楽東部第1排水機場管理費委託金としまして276万6,000円の追加でございます。

それから、第15款県支出金、第1項県負担金、1目の民生費県負担金であります。国庫と同じように自立支援医療費負担金4分の1分、120万円の追加でございます。

続いて、9ページで第2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金、こちらのほうでは3行目にあります農業農村応援事業補助金507万7,000円の追加、また稲・麦・野菜複合型経営モデル事業支援事業費補助金で75万2,000円の追加でございます。

それから、5目教育費県補助金で放課後子ども教室推進事業費等補助金ということで102万2,000円の追加でございます。

続いて、10ページをお開きいただきたいと思うのですが、第17款寄附金、第1項寄附金、1目の一般寄附金、一般寄附金99万9,000円の追加ということで、前県議矢口昇氏からの100万円の寄附がございました。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、5目土地開発基金繰入金、土地開発基金繰入金としまして5,500万円の追加でございます。消防板倉分署移転用地分を土地開発公社から買い戻すための基金繰入金でございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金で1億9,462万3,000円の追加でございます。

第21款町債、第1項町債、2目農林水産業債、一般公共事業債、先ほど町債のところでご説明申し上げましたけれども、1,090万円、内郷土地改良事業にかかわる起債の追加でございます。

それから、11ページの3目の臨時財政対策債、先ほど説明しましたように210万円の追加ということでございます。

続いて、12ページをお願いします。ここから歳出になるわけですが、今回の補正で人件費が出てまいります。4月の機構改革に合わせての人事異動がございまして、各セクションでの人件費の変動が当然生じておるのですが、6月の議会の補正で手当等につきましては措置させていただいたのですが、

そのとき給与までが間に合わなかったものですから、今回給与面につきましての人件費を組み替え措置をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。第2款の総務費、第2項徴税費、1目税務総務費で2つ目の丸です。税務総務費、評価替え業務、評価替え標準地鑑定委託料ということで535万1,000円の追加でございます。こちら3年に1度実施をするというものでございます。

続いて、第3項の戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費ということで、2つ目の丸のところに住民基本台帳事務ということで、住基ネット機器保守委託料80万4,000円の追加、住基ネット機器使用料110万3,000円の追加でございまして、後期高齢者医療制度システムに係る経費分の増加でございます。

続いて、16、17ページに第4項選挙費ということで、5目の参議院議員選挙費、17ページの県知事選挙費とあります。こちらのほうの両選挙費につきましては、支出項目が確定したことによる追加と減額でございます。

続いて、18ページにまいりまして、下の表のところ、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2つ目の丸でございます。国民健康保険特別会計繰出金で199万8,000円の追加でございます。これ内容は、職員の給与分の繰出金は220万2,000円の減額なのですが、出産育児一時金、こちらのほうが420万円追加となっております。差し引きで199万8,000円の追加ということになってございます。

続いて、19ページの2目の高齢者福祉費、高齢者福祉施設維持管理事業ということで庭木の剪定委託料84万6,000円の追加です。これ社会福祉センターの敷地内の樹木の剪定費でございます。それから、介護保険特別会計繰出金で979万8,000円の追加でございます。こちら人件費の追加分です。

3目の障害者福祉費、障害児者自立支援事業、自立支援医療給付ということで、先ほど歳入のほうで説明しました生保受給者の人工透析費用480万1,000円の追加でございます。

それから、22ページをお願いいたします。第4款の衛生費、第2項衛生費、2目のじんかい処理費、こちらで東邑楽一般廃棄物広域処理共同事業がスタートしたわけでございますけれども、ごみ処理共同事業協議会が設立をされました。そちらのほうの負担金で112万8,000円の追加でございます。こちら人口割が90、均等割が10%と。館林、明和、板倉町の3自治体の共同処理なのですが、全体的な負担割合を申し上げますと、館林市が70.4%、明和町が12.9%、板倉町が16.7%の負担割合となっております。

続いて、23ページで第6款の農林水産業費、第1項農業費、3目の農業振興費、農業農村応援事業、こちら農業構築施設整備費補助金ということで505万8,000円の追加となっております。これは、稲のもみ種の消毒を農薬から温湯、熱いお湯で消毒をするというような温湯消毒設備を導入するということの補助金でございます。それから、飼料用稲作付拡大対策事業ということで補助金300万円の追加でございます。これ10アール当たり1万円なのですが、その3,000アール分ということでございます。稲・麦・野菜複合型経営モデル事業の補助金75万2,000円の追加でございまして、こちらはタマネギの農業機械の整備でございます。

24ページをお願いします。5目の農地費で2つ目の丸のところで県営内郷地区圃場整備事業ということで、活性化計画作成委託料59万円の追加、登記書類作成委託料の63万円の追加、内郷土地改良事業負担金ということで1,220万円の追加でございます。これは、ニュータウンアクセス道路整備事業に係る負担金でございます。

続いて、その1つ置いて邑楽東部第1排水機場維持管理事業ということで、光熱費、電気代ですね、電気

料の追加で356万3,000円、それから構内整備工事費152万1,000円の追加とありますけれども、これはまだ第1排水機場には除じん機がついていないのです。ですから、そのごみのかき上げを昼、夜、職員がやっているわけですが、そちらのほうで第1回目に出役したときにインターネットが入っていないということが、国交省の情報がいろんな川の情報の水位がとれないということ。それと、トイレが使えないというのが非常にあったものですから、それと水がないのです。そうすると、今回みたいに6日もそこへ職員がかわって出役をしている中で、仮設のトイレはあるのですけれども、実際に浄化槽がないからトイレが使えないということだったので、薄めて川へ流す分にはということで私の責任で水道を取りつけさせていただきました。その辺のところの水道工事等につきましては、水道加入金もございますので、これは国交省のほうの負担ですべて見ていただけることになっています。除じん機ができるまであと2年あるものですから、その前にインターネットの環境を整備しようということで、国交省も農林省もいいたろうということになりました。

それから、農地・水・環境向上対策事業ということで補助金263万1,000円の追加でございます。

続いて、27ページ、第8款の土木費、第2項道路橋梁費、3目の道路新設改良費、こちらでは地方道路交付金事業ということで、町道112号線、こちらに2,080万円の追加をしております。かわりに町道1150号線、これは雷電神社の裏側の道路なのですけれども、こちらのほうを減額してございます。

2つ目の丸で、町単独道路整備事業ということで6166号線、これは新センターの地区の斜めの道路と新しく道路をつけかえるものに係る経費でございます。こちらが総額で1億3,860万円の追加ということです。1億3,860万円のうち6166号線に係るものは1億300万円です。ニュータウンのアクセス道路、それから南地区アクセス道路、南地区のアクセス道路というのは八間樋橋へ内郷土地改良区内で取りつける整備分でございます。の用地購入費、両方合わせて3,560万円の追加ということでございます。

次のページ、28ページをお願いします。第4項の都市計画費、2目の公園費、公園維持管理事業ということで板倉中央公園トイレ浄化槽整備工事費で126万円の追加になっています。これは、この間防災訓練をやったときに中央公園の階段のおり口のところに中学校のトイレがあります。それと、中央公園のバックネットの北側でちょっと西にトイレがあるので、この2つのトイレの浄化槽が設置されています。それが、樹木の根っこによって本体が亀裂が入っていて漏水をしているということでございますので、浄化槽の取りかえという工事費でございます。

次のページで29ページ、第9款の消防費、第1款の消防費、1目常備消防費で板倉分署移転事業ということで6,770万円の追加をさせていただきました。プレロード工事費が予定としては5,000平米用意しているけれども、やはり若干軟弱な地盤ですので、建物が上へ載る、あるいはそこで訓練をやるスペースがあるわけですが、そのところをプレロードをかけておかないと、やはり将来的には沈下をするであろうということで、5,000平米やると2,900万ぐらいかかるのですけれども、それを組合でどれだけ持っていたかということも協議をさせていただきました。町が半分、組合が半分であればしょうがないのかなということで、関係構成市町の総務課長会議で私のほうから新センター用地の選定の説明から全部させていただいたのですけれども、構成市町ではそれは組合で持つべきものではないというような、はっきり言われたわけではないのですけれども、消防の本部からそういった通告がありましたので、では土地を用意しろということだから土地は用意するから、後々勝手に建ててくれと最初は申し上げたのですけれども、それでも板倉として余り

恥をかきたくないなと町長とも相談しまして、では建物が乗るくらいのところまではプレロードをかけておいたほうがいいのかなということで、役場の庁議の中でもそういうふうにご決定をさせていただいて、その工事費がおおむね1,200万程度であろうということでここに計上をお願いしたわけでございます。用地につきましては、5,000平米を土地開発公社から買い戻すということで5,520万円の追加と。民間の土地が若干あります。その土地も買っておきたいと。土地の使い勝手が、そこの三角地にその土地がありますとちょっと使い勝手が悪いものですから、その土地も買ってしまえば使い勝手がいいということで、そこの土地にパイプライン等がございますので、物件補償費ということで50万円の追加をしてございます。

以上申し上げて、説明にかえさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、10時25分より再開いたします。

休 憩 （午前10時09分）

---

再 開 （午前10時25分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番の石山です。ちょっと参考のために伺います。

国庫支出金ということで、ページ数でいくと8ページの3番の農林水産業費国庫委託金ということで、邑楽東部第1排水機場に276万6,000円追加措置ということで、悪いことではないのですけれども、これ農林漁業関係の施設だと言えればそれまでなのですけれども、これは継続的に一応今年の機場管理は多分大雨で五百何万、町でも経費がかかったというような文面に載っていますけれども、それで270万円、半分ぐらいが補てんされた。でも、これ本来国土交通省管轄の第1、第2は私の考えだと同じだと思うのですけれども、国の指定河川につながる県の指定河川の機場でありますので、本来だったら国土交通省管轄から補助金をもらうべきだと考えてしまいますけれども、その辺のところ町長はどのようにお考えか、伺っておきたいと存じます。

○議長（荻野美友君） 針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの関係ですが、第1排水機場といいますと、国交省の管轄ではなくて農水省の管轄になるのです。そんな関係もございまして、担当のほうからちょっと申し上げますが。よろしく申し上げます。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 第1排水機場の関係は、ただいま町長申し上げましたとおり、国営の農地総合防災事業で整備された機場でございます。確かに排水の流域は板倉川流域ということで、これは1級河

川でございますが、施設そのものは財産権、管理権ともに現在農林水産省の所管ということでございまして、現時点ではこの機場の運営に係る費用につきましては農林水産省から町に交付をされているということで、この科目で受け入れをしているということでございます。ちなみに申し上げますと、この費用負担の内訳、これは国と県の内訳でございますけれども、農政局と河川管理者であります群馬県の県土整備局、この費用負担がございまして、電力等については群馬県が50%、関東農政局が50%というようなことでございます。それと、洪水時の運転に必要な経費につきましては、群馬県の土木が75%、それから関東農政局が25%というような負担割合でございます。しかしながら、現時点では県の負担する金額につきましては、いったん関東農政局へ支払いをして、あわせて農政局が町へ交付をするという仕組みになってございますので、この科目で受け入れをしているということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 私も今度、あした一般質問ということでちょっと絡めますけれども、やはり板倉の後顧の憂いをなくすには、予算の出どころというのは確定的に、第1、第2が一元管理ということでやりますので、谷田川の第1ももちろんこれ国土交通省管轄に属しますので。板倉町の第1が樋管の敷高も一番低いです。最初から手間が一番かかるところに板倉町が負担を、負担というより管理をするということになっていきますので、やはりよその地区の補助金なんか最初は1,000万から800万になって、また500万円になったと。国土交通省管轄でやっていると、よその機場だとコンピューター化されたり、いろんな設備が整っていますので、だんだん、だんだん値下げされているような局面もある中で、板倉町もその右へ倣えという形の中で、いずれは1,200万あったものが1,000万になって、800万になって、今度は五百何万になったと。それはやはり肝に銘じて、板倉町には未流であるという、すべての東毛地区の水が来るのだというのはやはり国土交通省の枠組みだけではなくて、やっぱり農林省管轄にも強力に申し入れて、実費ぐらいは全部出させるというそのような形を踏んでいただきたい。そのように要望しておきます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君に申し上げます。質疑の際は起立をお願いいたします。

ほかにございませんか。

塩田俊一君。

○11番（塩田俊一君） 11番、塩田です。

この補正に消防署の関係がのってあるわけですがけれども、一応折衝が進んで大体できるということでこの補正予算を計上したのだと思うのですがけれども、大分金がかかるなと思います。あそこに民地が少しかかるのですが、その交渉も何とか進んだのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） まだ予定でございます。1 12号線のほうにも同じ地権者でございますので、そちらのほうと一緒に解決できればなというふうに中里課長のほうでは考えています。どうしても新しく取りつけ道路と板倉 除川線、こちらのほうのちょうど角にある土地なものですから、使い勝手がいいようにということで何とかここも買収できて、土地利用図ればなと思っています。

○議長（荻野美友君） 塩田俊一君。

○11番（塩田俊一君） そうすると、まだ折衝中ぐらいか。地元で承知しているあれなので、相当難航すると思うのです。どっちの関係もいいあんばいに持って行ってください。それは要望です。

それから、プレロードとか用地費だって相当町の持ち出しが大変だなと思うのですけれども、その辺について町長、ちょっとご意見を。

○議長（荻野美友君） 針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 今ご指摘のように、ここへ来て一挙に歳出が多くなるということで、町としても大変な一面がありますが、しかし消防の関係、非常に大事な分野でございますので、この際何とか完成させたいと、そんなことで考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山です。

23ページの下段、農業農村応援事業の関係なのですが、先ほど説明で水稻の種の温湯新法の関係らしいことをちょっと説明があったと思うのですが、これについてどういう方法あるいは薬でか、それを1つお聞きしたいと思います。

それともう一つ、27ページの町単独道路整備事業ですか、この6166号線、これ板倉川の北の斜めの道路の件ですね。これを板倉川に沿うようにとかって前にも説明を受けた記憶がございます。それを板倉川に持っていくということも考えは1つあると思うのですが、その南に50メートルぐらいのところにバイパスが通っていますね、板倉川の南に。それとの関連もあるので、もう一度考えをどういうふうにするか、わかる範囲で結構ですから、ご説明をお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） まず、農業農村応援事業に係ります温湯消毒の関係でございます。

これにつきましては、いわゆる事業主体は農協が事業主体ということで実施する事業でございます。内容としますと、温湯消毒設備、これが処理能力が日量1,000キログラム、1トンでございます。これにかかります総事業費は1,200万円という計画が出てきております。それと、これに伴います既存倉庫の改築が、これ一式ということで486万円ということで農協の事業計画が提出をされてございます。これが補助率が30%、総事業費の30%ということでございまして、今回の農協にかかります県の補助総額が505万8,000円ということになっております。

それから、町道の関係でございますけれども、こちらにつきましては現在の既存の道路、これがご承知のとおり斜めに通っておりますが、これにつきましては土地改良の非農用地の区域内ということで、これは町と農協に換地処分で購入をしているところでございますが、これはもう土地改良事業の中では道路としての用地の確保がなされていないという現状でございます。

これをつけかえる理由といたしますと、1つには資源化センターへの進入のための道路という位置づけが考えられるところでございます。それと、もう一つは、新しくこの位置に分署を移転するという計画があるわけでございますが、これにあわせまして消防車の出動のための道路ということで考えられております。それで、板倉川の縁に用地も当然確保してあるわけでございますが、これはこの当時中学生の自転車通学の

ための道路ということで用地を確保してございますけれども、この幅員が5メートル程度でございますので、これを活用するというのはいわゆる消防車等緊急自動車の利用はちょっとしづらいということもございますので、新しくつけかえをしたいということでございます。その南にバイパス等もございますけれども、これは新センター地区の将来整備が考えられる諸施設の利用にもいわゆる利便性を確保するという観点もございまして、つけかえをするということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） ほかに。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番、青木です。

まず、1点、15ページ、第2款の2項の税務総務費というところなのですが、この税務総務費の評価替えのこの中身についてちょっとお伺いしたいのですけれども、3年に1度この不動産の評価替えということなのでしょうけれども、この評価替えは恐らく不動産鑑定士をお願いをするのだと思うのですけれども、これは不動産鑑定士というのは1人の方をお願いするのか。それと、この評価替えする地点ですか、これはその都度変わるのか、それとも同じところを3年に1回継続して評価替えのポイントにしていくのか、そのことと、それとももちろんここに予算がついているわけで、費用を評価替えするときに1点どのぐらい支払うのか。その支払うのは1点幾らなのか、どういのですか。1点幾らだと思ふのですね、場所ですから。だから、その辺の金額の問題と3つほどお伺いしたいのです。

それともう一つ、先ほど27ページに町の単独整備事業というところで、ニュータウン及び南地区のアクセス道路の用地購入費というのが3,560万円ほど計上されておりますけれども、それと先ほど小野田課長の説明によりますと、24ページに農地費の中に県管内郷地区圃場整備事業という中に、県管内郷土地改良事業負担金という中で、これはニュータウンアクセス道路負担金だという説明がありましたけれども、これはこの負担金というのはどういうことなのか。こちらで用地費のほかに負担金という、これは上の舗装工事とかそういうことなのか、その辺のところをもっと詳しく説明いただきたいと。

それともう一つ、先ほども消防署のところの予定地の道路と、このニュータウンのアクセス道路と計上されている道路なのですけれども、これは購入費というのは単価はどのぐらいの単価で購入されているのか。その点も伺いたいと思っております。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） ご質問にお答えいたします。

評価替えの関係なのですけれども、これ3年に1回見直されるということなのですが、まず1点目のご質問ですが、鑑定士は何名かということなのですけれども、5名でございます。

それから、宅地は同じところかということなのですけれども、標準宅地98地点を予定しております。基本的に同じなのですが、ただ地域内の宅地改革の規範となる標準的な価格水準の地点を選定するというところで、現時点は一応同じところでやる予定です。

それから、3点目の1地点幾らかということなのですけれども、1地点5万2,000円です。98地点を掛けて、掛ける消費税ということで535万1,000円ということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、分署用地につきましては、購入費は5,000平米を予定していますので、それを土地開発公社から買い戻すということで、割り返しますと平米1万1,040円で買うと。当時非農用地を平米当たり9,100円で公社が買っています。それに利息分も含めてということで、公社のほうと協議をして、約1万1,000円で買い戻すという協議をさせていただきます。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ニュータウンのアクセス道路の用地の購入でございますけれども、まず2路線の用地を取得するというところでございまして、1つがニュータウンアクセス道路、ニュータウンから季楽里のところまでですか、こちらの路線でございます。換地図による面積では2,375平米という面積になります。それから、もう一つの路線でございますが、これは南地区アクセス道路と仮称申しております、いわゆる八間樋橋へ通ずる道路の用地でございます。こちらが換地図による面積が3,090平米が予定を見込まれております。合計しますと5,465平米となりまして、購入の単価でございますが、平米当たり6,500円という単価で予定をさせていただきます。

それから、内郷土地改良事業の負担金でございますが、この負担金の内容につきまして申し上げます、いわゆるニュータウンアクセス道路の工事費の町の負担ということでございます。このニュータウンアクセス道路の建設につきましては、群馬県の館林整備センターのほうに工事を実際に施工することになっておりますけれども、いわゆる土地改良事業としての道路整備の幅員がこの路線につきましては6メートルまでということになってございます。これ以上は土地改良事業の予算は使えないという土地改良事業としての制約がある中で、この道路のわきに歩道を整備すると。これは、ニュータウンからの皆さんのいわゆる歩行者、自転車用の歩道ということで計画している部分でございますが、こちらは土地改良事業の費用が投入できないということでございまして、この分を町で負担するということとなります。ちなみに、この路線の全体の工事費、それから事務費含めると、3,690万円程度の工事費が見込まれております。そのうち群馬県が2,470万円余を受け持つと。歩道の整備に係る部分につきまして、町の負担ということで1,220万円を今回補正で計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それと、先ほどちょっと説明があったのですがけれども、このニュータウンのアクセス道路の事業の負担金ということなのでしょうけれども、これに使うお金を町債発行して充当するというふうにさっき理解したのですがけれども、これはこういう場合は町債を発行したお金でないと、さっき私が聞き間違ったのならいいのですよ、別なのなのですが、私はそういうふうに理解したのですがけれども、町債を発行したお金をこれに充当するというふうに理解したのですがけれども、そういうふうな理解でよろしいのですか。だとすれば、何でこれこういう町債を発行したお金でないとまずいのかというその辺の理由もお聞きしたいのですがけれども。

それと、もう一点、さっきのアクセス道路の話なのですが、あれどこからどこまでなのですか。今ニュー



ータウンから季楽里のほうに朝日野4丁目を、仮設だったのを今度本格的に何かちょっと変なふうにくねってできていますね。できているというか、やっていますね。間もなくできるのでしょうけれども。あれを延長して季楽里のほうに行く道路のことだと思えるのですけれども、あれどこまで行くのですか。季楽里の裏のほうにつくのですけれども、道路が。あれを354のほうにつくところまで接続するところまで行くのですか。だとすれば、季楽里は両方に道路があるわけですね。そうすると、どちらの道路が接続道路、アクセス道路になるのか、その辺のところも具体的に説明してください。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 町債対象になる内郷土地改良事業の今アクセス道に関しては起債対象にはならないと思うのです。内郷土地改良事業の中の部分での起債対象だと思うのです。ちょっとその辺確認させていただきますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ニュータウンのアクセス道路につきましては、まずニュータウン朝日野4丁目地内、南部環状線からニュータウンの区域内までは現在の造成工事で道路が建設されております。そのさらに外側に係る部分でございます、ニュータウンの外周道路から季楽里の裏側を回りまして、非農用地のおおむね西側で90度に曲がりまして354までを整備すると。これがいわゆるニュータウンアクセス道路と言われている道路の区間ということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 先ほど申し上げたのが、27ページのニュータウン及び南地区アクセス道路の用地購入費、これは起債対象にはなっておりません。24ページの2つ目の丸の中の内郷土地改良事業負担金の1,220万、この整備費ですね、工事にかかわるものについては起債対象ということで、この1,220万円の90%分を起債の対象となるよということで、町債のほうで今回補正をさせていただいています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） さっきのアクセス道路の354に接続する地点ですけれども、そうすると季楽里があるところの西側と東側に2つ道路がありますね。西側のほうの道路に今のアクセス道路は接続するわけですね。そういうことですね。そうしますと、季楽里には直接入れないですね、自転車で行った場合にしても、徒歩で行った場合にしても。東側のほうの道路は整備されないのですか。せっかくそういういい道路ができて、西側の道路に接続すると、季楽里の西側、あれJAかなんかの用地なのでしょう。そうすると、1回354に出て、出てから回ると。あそこに歩道が何かありました。反対側にはあったような気がするのだけれども、葬儀場のほうにはあったような、こっち側には歩道もないような気がするのですけれども、そうするとあそこに354があって、あそこに用水があって、1回出ると季楽里へ行くには直接入れないと。それは東側の裏側から入れますけれども、あそこは整備せずに現状のままということなのでしょう。その点、ちょっと説明してもらって、できればついであそこも簡単にもうちょっときれいにしてもらえると、季楽里な

んかへ出入りが非常に楽になるし、便利になるということなのですけれども、そのこともちょっと含めて今後どうされるか、説明いただきたいと思うのですけれども。せっかくやるのだから、ちょっとお金かかるのだったら、その分だけちょっとあそこへこれにプラスアルファでお金かけてやればできてしまうのではないかと思うので、その辺のこともついでといっちはなんですけれども、やるのならその辺も含めて。大したお金がかからないと思う。そんな立派な道路をつくらなくていいのですから。ちょっと今の道路だと非常にでこぼこで、舗装はされたのでしたっけ、あそこは。東側の部分。だから、あそこを簡易舗装でも何でもしてやると、せっかくいい道路ができるのですけれども、最後のところで何か変なふうになっているのではないかと思うので、その辺もやっていただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） この道路につきまして、確かに季楽里の西側、季楽里の用地とこの道路の間には農協の取得が予定されている部分がございます。今度反対側ですが、ただいまのご指摘の道路、先ほど町道の3492号線ということで認定の議決をいただいた道路でございますけれども、これが幅員5メートルの道路でございます。現状はまだ未舗装ということでございますけれども、こちらにつきましてはこの季楽里への進入路としては比較的通常の自動車の交通量少ない見込みがございますので、こちらを考慮していきたいなというふうに考えております。それとあわせまして、季楽里の裏側、この新しくできるアクセス道路との間に環境保全の池ですか、こちらが整備されます。こちらの計画の中でも歩く方は歩道からその部分を通り抜けて季楽里へ進入できるような、そんないわゆる散策道的なものも予定をされております。そういうことで、季楽里への出入りについてはある程度確保できるというふうに考えています。

この3492号線の整備につきましては、土地改良事業で舗装のかけられる部分から現在は外れているところでございます。そういうことでありますので、今後館林市の整備センターとも協議を進める中で、土地改良事業の一環で整備舗装までかけていただけるように極力お願いをしていきたいなというふうに考えておりますが、どうしても願いがかなわない場合には、町としても内部でまた相談をしていきたいというふうに考えております。

それと、申し添えますけれども、農協の取得する用地の部分につきましては、このアクセス道路からの入り口ですね、これを当然取りつけることになっておりまして、農協の現在の考え方としますと、土地の所有は農協、それから町というふうに区分はされるわけでございますけれども、その境界に仕切りを設けるというようなことは現在計画としてはないということでございますので、その農協の施設、それから季楽里の部分の往来は自由ということで最終的に事業を図るということで農協のほうからは聞いておりますので、そうそう季楽里への来客の不便は来さないかなというふうに考えております。

以上、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。簡便にお願いいたします。

○7番（青木秀夫君） そうしますと、今の東側の未舗装の部分の5メートルの道路ですか、あれせっかくの機会だから後でなんていうとすぐ3年ぐらいたってしまいますから、あそこをやるついでにできるだけ一緒にやってもらえるようにして、やっぱり車の出入りも東側から出入りする人が多いと思うのです。そうすれば、歩きとか自転車の人が何か裏のほうに公園ができるから、そこから進入していけば入れるということ

なのでしょうけれども、車はできないでしょうから、5メートルの道路では狭いけれども、余り通らないからそれでも大丈夫かなと思うのですけれども、一緒に。せっかくそこまできれいにして、最後のところがでこぼこの未舗装の道路では、たった200メートルあるかなしぐらいの距離だと思うのです。ですから、ぜひ後でなんて言わないで、ついでに一緒にやっていただけるように話を進められればと思うのですけれども、よろしくお願いします。答弁結構です。

○議長（荻野美友君） ほかにございませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番の延山宗一です。

23ページの農業振興費の関係なのですけれども、稲・麦の経営モデル事業ということで追加がされております。この申請件数をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、その上の産地育成強化整備費補助金です。先ほど石山議員さんから質問があったと思うのですけれども、何か回答がなかったような感じもしますので、もう一度説明をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） まず、稲・麦・野菜複合型のモデル事業の関係でございますが、これにつきましてはいわゆるタマネギと赤大根の関係で、農業機械を整備する事業でございます。事業主体につきましては大荷場の麦作組合でございますが、具体的な内容を申し上げますと、購入する機械でありますけれども、タマネギの移植機、それから選別機、ブラシ、平畝のマルチ機、それからマルチの播種機、野菜播種機、繰り出しロール等でございます。事業費の総額が188万650円という内容でございます。この事業の補助率が40%ということでございまして、県の補助金が75万2,000円という内容でございます。これは、町の持ち出しはございませんので、県から75万2,000円を一般会計で受け入れをいたしまして、同額を補助金として支出するものでございます。

それから、産地育成の強化対策事業、それと地域総合支援事業ということでございますけれども、この先ほどちょっとお答えが落ちたところがございましたと思いますが、この対象は2組織でございます。先ほど申し上げましたのは、温湯消毒器の関係で事業主体、群馬板倉農協ということでお答えいたしましたけれども、もう一つの組織が板倉アグリクラブでございます。メンバーは3名ということでございまして、こちらの事業につきましては、やはり機械の整備の事業でございます。内容を申し上げますと、コンバイン、それからコンバイントレーラー、スイングドローパー、あぜ塗り機、施肥播種機、ロータリー、これ各1台ということでございまして、総事業費が1,206万4,145円という事業費でございます。これに対します補助率が30%でございますので、合計が総額で補助金総額が361万9,000円という金額になってまいります。

今回このアグリクラブに係る部分につきましては、1万9,000円の追加を補正で上程させていただいてございますけれども、これは事業の事業費確定に伴います補助金額の確定で1万9,000円の予算上の差が生じたために、これを1万9,000円増額補正させていただくものでございまして、この2つの事業の今回の補正の額が1万9,000円と農協の事業の補助金505万8,000円、合わせまして総額で507万7,000円を今回追加で補正を上程させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第50号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第12、議案第50号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第50号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,454万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億979万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に199万8,000円、繰越金に2,254万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費を220万2,000円減額し、保険給付費に630万円、諸支出金に2,044万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第50号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,454万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億979万3,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、ただいま町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせ

ていただきます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございますが、8款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。まず、職員給与費等繰入金220万2,000円の減額でございます。これは、職員の人事異動に伴います給与等の減額によるものでございます。

次に、出産育児一時金等繰入金ですが、現段階の母子手帳交付件数から推計しますと、今年度予定されます出産件数が18件でございます。1件当たり35万円の交付額に対しまして、一般会計からその3分の2の420万円を追加するものでございます。

続きまして、9款繰越金、1項1目療養給付費交付金でございますが、これは平成18年度退職者医療の療養給付費等交付金が確定となり、確定額と非交付額との超過差額を返還するための追加でございます。

また、その他繰越金でありますけれども、出産育児一時金3分の1の割合分210万円を前年度繰越金から追加するものでございます。

7ページ、歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費、町職員人件費3人分220万2,000円の減額でございます。

2款保険給付費、4項1目出産一時金630万円の追加でございます。1件35万円の18件分の追加でございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。9款諸支出金、1項4目退職被保険者等償還金2,044万2,000円ですが、平成18年度の退職者医療にかかわる療養給付費交付金が確定したことによる超過分の返還金で、社会保険診療報酬支払基金への返還をするものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ちょっと説明だけでいいのですけれども、歳入と歳出と両方に出ているこの療養給付費交付金というこの内容なのですけれども、これだと非常に日本語で読めるのだけれども、中身が全然わからないので、もっと具体的にこれはどういうことなのだというのを説明いただければと思うのですけれども。わかる範囲で結構ですから、お願いします。わからなければ、また調べてでも結構ですけれども、何か非常に難しい言葉みたいなので、ちょっと理解できないので、わかればわかる範囲で。わからなければ、また後でも結構ですから、ひとつできればお願いします。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 療養給付費の関係でありますけれども、退職者医療、退職者に該当します方の療養医療費の関係になるわけでありまして、退職者が療養に係る給付費、給付関係、診療等がかかった費用の医療費ということになるかと思えます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 後で説明してください。ちょっと理解できかねますので、後で結構です。

○議長（荻野美友君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第51号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第13、議案第51号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第51号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,683万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,380万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に420万円、支払基金交付金に768万3,000円、県支出金に210万円、繰入金に979万8,000円、繰越金に7,305万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に360万円、保険給付費に1,680万円、基金積立金に4,910万2,000円、地域支援事業費に54万8,000円、諸支出金に2,678万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第51号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,683万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,380万9,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、ただいま町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。歳入の明細でございます。関連がありますので、6ページから8ページを一括して説明させていただきます。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金336万円、

第2項国庫補助金84万円、第4款支払基金交付金520万8,000円、第5款県支出金、第1項県負担金210万円、第7款第1項1目1節529万2,000円ではありますが、それぞれ介護予防費を追加補正したことにより各負担割合の率を乗じた金額でございます。

また、過年度分といたしまして、第4款の支払基金交付金の247万5,000円、第7款繰入金の25万9,000円、9万9,000円の追加ではありますが、平成18年度分の過年度精算による追加交付額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。第7款繰入金、第1項4目1節414万8,000円ですが、これは職員人事異動に伴います給与費等の追加でございます。

第8款繰越金7,305万2,000円ですが、前年度繰越金でございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。歳出の明細でございます。第1款総務費、第1項総務管理費360万円、これは人事異動による人件費の追加でございます。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費1,680万円ですが、この給付内容は認定調査による要支援1から2、要介護1から5に区分されるわけではありますが、この給付対象者は要支援の1、それから2の方に充てられる給付費でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。第4款第1項基金積立金4,910万2,000円ですが、平成18年度実質収支額7,305万2,000円から過年度精算による返還金を差し引きしました4,910万2,000円が基金積立金でございます。

第7款第1項2目償還金1,723万1,000円ですが、過年度精算により確定しました介護給付費、地域支援事業費の返還金でございます。

第7款第3項1目繰出金955万2,000円、過年度精算により確定しました人件費、事務費等でございます。

以上で説明とかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 青木です。

この積立金のことでお聞きしますが、現在この積立金の残高って、これを追加すると全体でどのくらい今残っているのですか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 基金の積立金の状況ですけれども、今回4,910万2,000円を積み立てしますと、合計で1億5,853万1,000円が積立金になります。

以上です。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第51号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第52号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第14、議案第52号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第52号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。  
本案につきましては、第2回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から40万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,388万4,000円とするものでございます。  
歳入につきましては、一般会計繰入金を40万7,000円減額するものでございます。  
歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の職員人件費を40万7,000円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[ 生活窓口課長（荒井英世君）登壇 ]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第52号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員人件費、つまり給与の減額補正と共済組合負担金の追加でございます。

6ページと7ページをお願いします。歳入ですが、一般会計繰入金のうちから40万7,000円を減額いたしまして、2億3,987万5,000円といたします。歳入合計を2億7,388万4,000円とするものです。

次の歳出ですが、下水道総務費から職員人件費分としまして40万7,000円を減額いたしまして、2,572万4,000円とします。歳出合計を2億7,388万4,000円とするものです。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。



これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第53号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（荻野美友君） 日程第15、議案第53号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第53号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案につきましては、第1回目の補正予算でありまして、収益的支出に413万4,000円を追加するものでございます。

内容としましては、配水及び給水費に300万円、総係費に113万4,000円をそれぞれ追加し、水道事業費用支出総額を3億3,518万9,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第53号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおり、収益的支出に413万4,000円を追加するものです。具体的内容といたしましては、4ページをお願いいたします。水道事業費用ということですが、2目の配水及び給水費としまして漏水管調査業務委託料に300万円を追加します。これは、地下漏水、地下漏水は発見がおくれれば水の出が悪くなったり、あるいは破れた管から地下の土が入り込みまして、汚れた水を使用してしまう可能性があるということで、こういったところを防ぐという意味で実施するものです。

それから、総係費としまして給水・配水管台帳作成業務委託料に113万4,000円を追加します。これは、新規に給水する世帯が増えたりいたしますと、台帳の修正、これが必要になります。この経費でございます。

以上、水道事業費用支出総額を、1ページにありますように、3億3,518万9,000円とするものです。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第54号 平成18年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○議案第55号 平成18年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○議案第56号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議案第57号 平成18年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議案第58号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議案第59号 平成18年度板倉町水道事業会計決算認定について

○議長（荻野美友君） 日程第16、議案第54号から日程第21、議案第59号までの6件は、平成18年度の各会計の決算認定であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第54号ないし議案第59号の6件につきましては、平成18年度決算関係で関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第54号 平成18年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について。

現在の地方財政は、税制改革等による地方税収の伸びが見られるものの、地方交付税の減額等により依然として大幅な財源不足が生じているとともに、これまで行ってきた数次の景気対策による公共事業の実施により、借入金残高がいまだ高水準で推移しており、その償還が将来の大きな負担となっているなど極めて構造的に厳しい状況が続いております。

地方公共団体においては、国と地方の信頼関係を維持しつつ、住民の視点に立った財政健全化に取り組むことが必要であるとともに、各般にわたる重要施策課題の推進を図るなど地方分権の推進を図る上でますます大きな役割を果たしていくことが期待されております。本町におきましても、行財政改革について随時取り組みを進めており、平成18年度には町政改革推進室を設置し、地方分権、行財政改革に向けた行政組織の統廃合や事務事業の見直しなど、新地方分権時代にふさわしい簡素で効率的なシステムづくりに取り組み、平成19年4月にはグループ制を取り入れ、大幅な機構改革を実施したところでございます。しかしながら、物件費、公債費等の経常的経費の増加により厳しい財政運営を余儀なくされております。このような状況の中で、平成18年度において義務教育施設の改修事業や地方道路交付金事業などの投資的事業も実施するとと

もに、高齢者福祉、児童福祉など社会福祉の充実にも力を入れてまいりました。

平成18年度の決算におきましては、歳入総額53億31万2,407円に対しまして、歳出総額49億4,006万6,921円となりまして、翌年度への繰り越し財源5,099万2,000円を差し引いた実質収支額3億925万3,486円を翌年度に繰り越すことといたしました。全体として引き続き厳しい財政状況の中で事業が遂行できましたことは、議会を初め町民皆様方のご理解とご協力のたまものであります。今後も引き続き徹底した行政改革の推進と財政の健全化に努めるとともに、各種の諸問題に積極的に取り組み、住民のためのサービスや福祉の向上に努めていきたいと考えております。なお、事業の成果の概要につきましては、別添の平成18年度一般会計における主要事業の成果についてのとおりでございます。

次に、議案第55号 平成18年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

平成18年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、老人医療制度につきましては、現在国において将来にわたり持続可能なものにしていくため、医療制度改革大綱に基づき患者負担の見直しなど医療費適正化に向けての取り組みが実施されており、平成20年度4月からは新たな後期高齢者医療制度がスタートすることになっております。このような状況の中、本町におきましても保健センターを中心とした各種保健事業並びに医療費適正化事業といたしまして、医療費通知及び診療報酬明細書点検の充実強化を推進し、財政の健全化を図ってまいりました。

平成18年度決算につきましては、歳入総額12億8,098万5,167円に対しまして、歳出総額が12億6,041万4,689円でありまして、歳入歳出差し引き残額は2,057万478円となり、平成19年度へ繰り越すことといたしました。

現行の老人医療制度は、各保険者からの拠出金と国、県、町からの公費で賄われているところでございますが、今後後期高齢者医療制度へ移行されますと、主たる業務は県の後期高齢者医療広域連合で行うこととなりますが、実際のところ詳細につきましてははまだ決定に至っていないのが現状でございます。決定され次第逐次報告していきたいと考えておりますので、ご承知賜りますようお願いいたします。

次に、議案第56号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成18年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、国民健康保険を取り巻く状況は、急速な少子高齢化の進展の中で、将来にわたり持続可能なものとしていくため、国においても一連の医療制度改革が実施されている状況にあります。平成18年度改革の主なものは、公的保険給付の内容、範囲の見直し等がなされ、医療費の自己負担割合の一部引き上げや高額療養費の自己負担限度額の引き上げ等が10月から適用されました。また、地域保健料の平準化、国保財政の安定化を図るため、市町村が国保連合会に拠出する保険財政共同安定化事業も新たに創設されるなど、日々変化している医療費適正化推進の状況の中、今年度の取り組みといたしましては、保険税及び保険制度などの広報活動を積極的に実施いたしました。さらに、医療費適正化事業といたしまして、人間ドック補助事業、医療費通知事業、診療報酬明細書点検及び保健センターとの連携による保健指導など医療費抑制による財政健全化にも努めてまいりました。

決算につきましては、歳入総額17億1,402万5,297円に対しまして、歳出総額16億4,601万4,534円となり、差し引き残額6,801万763円となりましたが、そのうち201万6,000円を後期高齢者医療制度にかかわる国保電算システム改修費として繰越明許いたしましたので、実質収支額6,599万4,763円を翌年度に繰り越すことといたしました。

今後とも国民健康保険加入者の健康保持と地域保健医療の向上を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の堅持を念頭に置き、一層の努力をしていきたいと考えております。

次に、議案第57号 平成18年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

少子高齢化が進行し、人口構成割合も65歳以上の老年人口が増え続けております。この傾向は、団塊の世代が前期高齢、これは65歳から74歳でございますが、これに参入する平成27年、後期高齢者に参入する平成37年に向け、今後長期間続いていくと考えております。急速に高齢化が進んでいる中で介護を必要とする高齢者も増加し、高齢者本人やその家族の努力だけで介護することは困難となってまいりました。介護保険制度も今年度で7年が経過したところでございますが、介護保険の利用についてはおおむね順調に推移していると考えております。

このような状況の中、団塊の世代が介護保険の利用者となり始める平成27年、さらには後期高齢者となる平成37年を見据えて、介護保険が抱える課題への対応を図るとともに、介護保険制度が見直しされております。今回の改正点では、地域包括ケアの考え方を基本としており、その地域包括ケアを推進するための方策として、新たに地域包括支援センターが創設されております。高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を継続できるようにすることを目指し、そのためにはできるだけ要介護状態にならない施策として介護予防が図れるようなサービスの提供を、また要介護状態になっても必要なサービスを切れ目なく提供していく体制をつくる中核機関としての役割を果たしております。また、地域支援事業として、高齢者の介護予防、健康づくり事業も展開しているところでございます。

このような状況の中、介護保険の本来の目的である自立を支える在宅サービスが適切に利用されているかの評価、介護給付費とサービス内容の適正化に向けた取り組みが大きなテーマになっております。平成18年度の事業運営におきましては、それらを念頭に置いた取り組みにも努めてまいりました。

決算の状況につきましては、歳入総額 8 億278万3,746円に対しまして、歳出総額は 7 億2,852万5,249円となりまして、翌年度への繰り越し財源120万5,000円を差し引いた実質収支額7,305万3,497円を翌年度に繰り越すことといたしました。

介護保険につきましては、今後の動向が予測しづらい現状ではございますが、健全財政の維持に努め、介護保険運営になお一層の努力をいたす所存でありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第58号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計決算認定について。

公共下水道事業は、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全など住みよいまちづくりを目的とした事業でございます。平成18年度の主な事業といたしましては、平成9年度より供用開始しております水質浄化センターの運転、維持管理事業等を実施してまいりました。

決算につきましては、歳入総額 3 億 2 万9,693円に対しまして、歳出総額 2 億9,088万7,531円となり、差し引き残額914万2,162円を翌年度に繰り越すことといたしました。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が3,586万5,478円、一般会計繰入金が 2 億5,656万8,000円、繰越金が755万7,529円、諸収入が 3 万8,686円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が1,933万1,741円、管渠維持費が30万5,630円、水質浄化センター費が5,489万1,159円、公債費が 2 億1,635万9,001円でございます。

最後になりますが、平成18年度板倉町水道事業会計決算の認定について。

本年度における収益的収支につきましては、総収益が3億5,183万1,901円に對しまして、総費用3億1,054万6,997円で、差し引き4,128万4,904円の純利益を得ることができました。

次に、資本的収支につきましては、収入では企業債2,240万円、国庫補助金510万円、工事負担金1,053万400円、出資金760万円で、総額4,563万400円に對し、支出総額は1億1,756万7,432円で、内訳は建設改良費に8,220万3,870円、企業債償還金3,536万3,562円となっております。また、建設改良費の主なものは、老朽化した石綿セメント管の布設がえ工事を実施したものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額7,193万7,032円につきましては、消費税資本的収支調整額317万165円、損益勘定留保資金6,876万6,867円を充当補てんいたしました。

今後も水道事業の効率化を図り、長期的な安定給水に向けて積極的に推進してまいる所存でございます。

以上でございますが、細部につきましては各担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 （午前11時48分）

---

再 開 （午後1時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第54号 平成18年度板倉町一般会計決算につきましてご説明させていただきます。

決算書をお開きいただきたいと思います。1ページ、2ページをお開きください。最初に、各款、項における歳入の決算状況から説明させていただきます。右側のページの収入済額、こちらが決算額ですので、こちらをごらんになっていただければと思います。まず、歳入ですけれども、1款の町税、全体で17億4,735万9,617円です。前年対比40万5,000円の減と、マイナスとなっております。1項の町民税6億8,236万9,411円、こちらは前年度対比2,254万3,000円のプラスと、増額となっております。2項の固定資産税9億6,227万4,950円、こちらは逆に2,315万2,000円のマイナスでございます。3項の軽自動車税3,316万1,150円、プラスの77万9,000円です。4項の町たばこ税6,955万4,106円、前年対比マイナスの57万5,000円です。

2款の地方譲与税2億3,689万4,883円ということで、プラスの5,794万1,000円でございます。1項の所得譲与税1億1,531万7,883円、こちらが5,924万2,000円のプラスということで、こちらは三位一体改革の国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲分がこの所得譲与税で交付されています。三位一体改革の18年度が最終年度ですので、1億円を超える交付額というふうになっております。2項の自動車重量譲与税、こちら9,045万1,000円です。前年対比マイナスの62万7,000円です。3項の地方道路譲与税3,112万6,000円、こちらもマイナスの67万4,000円となっております。

3 款の利子割交付金582万5,000円で、前年対比マイナスの252万2,000円となっております。

4 款の配当割交付金664万6,000円、前年対比マイナスの256万7,000円となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金420万8,000円、マイナスの95万円となっております。

6 款の地方消費税交付金 1 億3,285万2,000円、前年対比プラス679万3,000円となっております。

7 款のゴルフ場利用税交付金1,658万830円、マイナスの365万7,000円となっております。

8 款の自動車取得税交付金6,751万7,000円、プラスの46万8,000円となっております。

9 款の地方特例交付金4,519万9,000円で、マイナスの1,110万7,000円となっております。

10 款の地方交付税15億7,368万円で、マイナスの 1 億5,767万3,000円となっております。パーセンテージで8.9%の減となっております。

11 款の交通安全対策特別交付金289万3,000円で、プラスの11万4,000円となっております。

12 款の分担金及び負担金5,979万6,033円、マイナスの446万6,000円となっております。

続いて、3 ページ、4 ページをお願いします。13 款の使用料及び手数料でございますけれども、7,480万8,461円で、マイナスの487万3,000円となっております。1 項の使用料3,234万2,901円、こちらマイナスの251万2,000円となっております。2 項の手数料、こちらが4,246万5,560円で、マイナスの236万1,000円となっております。

14 款の国庫支出金 1 億3,108万619円、マイナスの9,758万6,000円となっております。1 項の国庫負担金9,316万6,946円、こちらがマイナスの1,577万7,000円。2 項の国庫補助金3,268万9,241円、こちらマイナスの8,033万2,000円、3 項の国庫委託金522万4,432円、マイナスの147万8,000円となっております。

15 款の県支出金 1 億8,963万7,132円、マイナスの3,963万6,000円となっております。1 項の県負担金7,910万7,882円、こちらプラスの1,556万7,000円です。2 項の県補助金8,339万2,152円で、マイナスの4,365万円となっております。3 項の県委託金2,713万7,098円、マイナスの1,155万3,000円となっております。

16 款財産収入、こちらが356万856円、プラスの81万5,000円となっております。1 項の財産運用収入131万84円、2 項の財産売却収入225万772円となっております。

17 款寄附金15万円、マイナスの71万円となっております。

18 款繰入金 3 億284万3,843円で、プラスの9,644万2,000円となっております。特に2 項の基金繰入金、こちらが2 億9,595万6,000円で、プラスの9,657万9,000円となっております。

19 款繰越金 3 億8,118万8,111円、マイナスの 1 億1,923万1,000円となっております。

20 款諸収入で6,229万2,022円、プラス911万円の決算というふうになってございます。

21 款の町債ですけれども、2 億5,530万円、マイナスの5,340万円となっております。

歳入合計といたしまして53億31万2,407円の決算となりまして、前年度に比較して5.7%の減というふうになりました。金額で前年度対比 3 億2,196万5,000円の減となっております。要因としましては、地方交付税の減額、国庫支出金、県支出金、それから繰越金などの減少が要因となっております。

続いて、5 ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、こちらは右側の支出済額、こちらが決算額でございますので、こちらのほうをごらんになっていただければと思います。1 款の議会費9,703万517円、マイナスの889万2,000円となっております。

2 款の総務費 7 億3,657万3,148円、マイナスの5,259万3,000円となっております。

3 款の民生費10億6,864万1,126円、マイナスの56万1,000円でございます。

4 款の衛生費 4 億4,098万1,014円、プラスの2,584万8,000円となっております。

5 款の労働費25万4,000円、マイナスの1万円です。

6 款の農林水産業費 3 億1,648万3,000円、プラスの6,872万2,000円となっております。

7 款の商工費4,353万1,513円、マイナスの1,282万4,000円です。

8 款の土木費 5 億4,056万6,997円、マイナスの9,774万8,000円となっております。

7 ページ、8 ページをお願いします。9 款の消防費 2 億6,334万1,047円、プラスの1,530万7,000円です。

10 款の教育費 5 億5,610万5,080円、マイナスの1 億1,532万5,000円となっております。

12 款の公債費 7 億6,835万9,857円、マイナスの2,294万8,000円となっております。

13 款の諸支出金 1 億819万9,622円ということで、特に 2 項の土地開発基金、こちらのほうが 1 億6,000円ということで、プラスの9,181万円というふうになってございます。

歳出合計で49億4,006万6,921円ということになっております。

その下にございますように、歳入総額53億31万2,407円、歳出総額49億4,006万6,921円、歳入歳出差し引き残額が 3 億6,024万5,486円、うち繰越明許費繰越額が5,099万2,000円ございます。実質収支額が 3 億925万3,486円というふうに決算をしてございますけれども、数字的には歳入から歳出を引くとプラスであろうという数字的には、実際には前にも申し上げましたけれども、基金の繰入金が 2 億9,595万6,000円あるわけです。約 3 億円基金を繰り入れているわけです。ですから、この 3 億900万というのが、貯金を引き出している分がこれだというふうに認識していただければと思います。このほか町債、借金があるわけです。借金が 2 億5,530万あるわけです。実際に 2 億5,530万のうち臨時財政対策債が 2 億円ちょっと、減税補てん債が 1,600万ほどございます。これは全額が元金と利子が後年度で交付税に算入されますので、これを除いた額といえますと、実際には3,000万ほどが赤字というふうに言えることができます。

それでは、次に 9 ページ、10 ページをお開きいただきたいと思うのですが、こちら歳入の内訳になります。これまで款と項につきまして説明をさせていただきましたけれども、ここからは目の部分について必要な部分を説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、1 款の町税の 1 目の個人、こちらが 5 億3,561万2,611円で、プラスの2,692万3,000円となっております。2 目の法人で 1 億4,675万6,800円、こちらマイナスの431万円となっております。

次に、固定資産税なのでございますけれども、1 目の固定資産税 9 億631万2,750円、マイナスの2,131万8,000円となっております。2 目の国有資産等所在市町村交付金5,596万2,200円と、マイナスの183万3,000円となっております。これは渡良瀬遊水地のダム事業による所在市町村への交付金。これ年々額が減ってきますので、最終的には多分ゼロになると思うのですが、10年から15年ぐらいは大丈夫なのかなというふうには思いますが、最終的にはこれはなくなる交付金です。

次に、13 ページをお願いします。こちらのほうで12 款の分担金及び負担金のところで 2 項の負担金、1 目の民生費負担金、こちら5,911万5,533円、マイナスの446万3,000円となっております。

その下の13 款の使用料及び手数料で 1 目の総務使用料、こちらが2,579万1,381円、町営の駐車場等の使用料なのでございますけれども、マイナスの244万1,000円となっております。

続いて、16 ページをお願いします。こちら手数料です。1 目の総務手数料、こちら918万8,310円で、マイ

ナスの137万4,000円になっています。2目の衛生手数料3,324万7,250円で、マイナスの101万6,000円になっています。

次に、14款の国庫支出金です。1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金8,871万7,860円、それから2項の国庫補助金、こちらのほうが3目の土木費国庫補助金1,437万241円で、マイナスの4,629万5,000円となっております。

続いて、18ページへまいりまして、15款の県支出金です。こちらのほうで県負担金、1目の民生費県負担金7,451万144円、こちらプラスの1,500万5,000円となっております。それから、県補助金の2目民生費県補助金5,127万6,302円、マイナスの1,009万9,000円となっております。それから、4目の農林水産業費県補助金2,736万1,350円、マイナスの2,311万1,000円となっております。

続いて、22ページへお願いします。18款の繰入金でございますけれども、2項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金、こちらは9,400万円になっています。こちらは、当初の予算計上では2億1,800万円を繰り入れるのだということで予定しておったのですけれども、17年度の剰余金がありました。そちら3億6,000万ほどあったのですけれども、土地開発基金に1億円、それから減債基金に1億円、1億6,000万をこの18年度の補正財源のほうへ回しました。実際に補正財源としてあてがった金額は3,600万程度でしたので、この財政調整基金から2億1,800万を繰り入れるべきところだったのですけれども、それを調整させていただいて、9,400万円に繰り入れを抑えたということでございます。

次に、2目の減債基金繰入金、こちらが1億9,839万5,000円でございます。それから、3目のふるさとづくり事業基金繰入金は356万1,000円でございます。

続いて、24ページをお願いします。21款の町債でございます。町債の内訳なのですけれども、1目の衛生費760万円、これ水道事業会計への出資債ということで、水道事業会計で石綿管の布設がえ工事に充てられるものでございます。それから、2目の農林水産業債、こちらが2,330万円、内郷土地改良区の事業で事業費の90%を起債し、うち交付税措置が50%あるよというものでございます。3目の臨時財政対策債2億840万円、それから4目の減税補てん債1,600万円でございます。歳入合計といたしまして53億31万2,407円ということで、前年対比マイナスの3億2,196万5,000円ということになっております。

それでは、25ページをお願いします。ここから歳出になるわけですけれども、主要な部分を中心に説明させていただきます。一番右側の備考欄を申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、30ページをお開きください。2款総務費の1目一般管理費の中で、上の真ん中辺に行政改革推進事業ということで、今年の4月からの機構改革に伴います庁舎内のいろんな経費、1,430万8,413円の決算となっております。

続いて、34ページをお願いします。ここでは、6目の企画費の中では、上の段で真ん中辺に広域行政事業、東毛広域市町村圏振興整備組合負担金を含めまして662万7,000円の決算となっております。また、その下の段で7目の広報広聴費、広報紙作成事業で396万9,407円となっております。

続いて、36ページをお願いします。8目の情報推進費、情報化推進事業ということで963万8,445円の決算額となっております。10目の自治振興費、行政区運営事業、下から2段目ですけれども、2,755万918円の決算となっております。

続いて、40ページをお願いします。13目の交通対策費では、上の段の一番下、路線バス運行事業1,029万



4,000円の決算となっております。

続いて、42ページをお願いします。2つ目の段で16目基金費、基金管理ということで、ここでは減債基金元金積立金、先ほど説明しましたけれども、1億円を減債基金に積み立てましたということでございます。次に、その下の段で2項の徴税费、1目の税務総務費の上から8行目くらいにあります税務総務費ということで、税務事務システム使用料1,241万8,665円を含む税務総務費2,797万9,703円の決算となっております。

続いて、ちょっと飛んで50ページをお願いします。ここ民生費の社会福祉費、社会福祉総務費で、一番下にございます民間社会福祉活動事業ということで、福祉協議会への運営補助金3,305万1,000円、また国保特別会計の繰出金としまして9,688万5,000円の決算となっております。

続いて、52ページをお願いします。2目の高齢者福祉費でございますが、右の備考の欄で上から5行目くらいから老人保護措置事業ということで1,344万6,827円の決算額。その下に社会参加促進・生きがい活動推進事業ということで、老人福祉センターの管理運営、老人福祉センター指定管理委託料、シルバー人材センター管理運営、シルバー人材センター指定管理委託料などを含めまして4,338万1,513円の決算というふうになってございます。

続いて、54ページをお願いします。右上ですけれども、介護予防ケアマネジメント事業ということで215万6,000円の決算、またその下に老人保健特別会計繰出金1億463万4,000円、介護保険特別会計繰出金で1億3,820万円の決算というふうになっております。その下の段で3目の障害者福祉費の中で在宅障害児者福祉推進事業ということで、こちらのほうには真ん中辺に障害者生産活動センター管理運営、障害者生産活動センター指定管理委託料と、それから障害者デイサービスセンター管理運営、これも指定管理者の委託料等を含めて3,903万6,644円の決算となっております。それから、一番下のところで下から5目、障害児者生活支援事業、こちらのほうで5,503万1,229円の決算というふうになってございます。

続いて、56ページで上の段の真ん中辺ですか、障害児者自立支援事業、介護給付費も含めて4,600万3,645円の決算というふうになっています。それから、下の段で4目の福祉医療費、福祉医療事業ということで、福祉医療費の8,058万3,577円を含む8,226万7,661円の決算となっております。

58ページにまいりまして、2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費では、上の段の真ん中辺に児童手当支給事業ということで8,412万9,800円の決算となっております。それから、その下の2目の児童措置費、保育園の広域入所受委託事業ということで1,270万3,590円の決算となっております。

続いて、60ページをお開きください。一番上です。保育事業、認可保育園にかかわる経費5,725万9,515円の決算となっております。

続いて、62ページ、一番上です。今度は保育事業の無認可保育園の経費ということで3,686万4,314円の決算になってございます。

続いて、66ページをお願いします。4款の衛生費の保健衛生総務費で、右の上の段の真ん中辺、救急・夜間医療・休日診療体制の充実ということで、厚生病院への負担金も含めて6,019万6,577円の決算です。2目の予防費、その下の段、住民検診事業ということで2,596万9,192円の決算となっております。下の段の真ん中辺のがん検診事業1,311万7,079円の決算となっております。

続いて、68ページの上から4行目で予防接種事業1,209万3,901円。それから、3目の環境衛生費で下の段の真ん中辺、合併浄化槽設置費補助事業1,708万3,000円の決算となっております。

続いて、70ページで2項の清掃費、2目のじんかい処理費、一番下の段ですけれども、資源化センター運営管理事業というのがございます。こちらは資源化センターの、次のページにございますけれども、72ページにありますけれども、資源ごみ処理事業、真ん中辺です。1,794万3,939円。それから、一般廃棄物収集運搬事業2,484万3,000円等を含めて、前のページの70ページの一番下の資源化センターにかかわる管理運営事業で1億1,661万3,068円の決算と。資源化センターの管理運営でも1億円を超えてしまっているという状況になっております。

72ページをお開きいただき、3目のし尿処理費、これは館林衛生施設組合の負担金ですけれども、3,046万5,000円の決算となっております。

続いて、76ページをお願いします。6款の農林水産業費ですけれども、1項の農業費、1目農業委員会費、真ん中辺で農業委員会運営事業658万1,490円の決算。

続いて、78ページをお願いします。こちらのほうでは上の段の一番下です。農業共済事業で館林邑楽農業共済事務組合の負担金で2,604万8,000円の決算となっております。次に、3目の農業振興費、下の段の真ん中よりちょっと上、転作麦作団地助成事業1,447万3,968円、それからコスモス団地形成事業573万6,508円。

次に、80ページをお願いします。5目の農地費で3段目のちょっと上のほうです。県管内郷地区圃場整備事業で2,996万2,000円。それから、一番下で町単独土地改良事業422万1,650円の決算となっております。

続いて、84ページをお願いします。こちらは6目の農業経営対策費ということで、上から2つ目の段で経営構造対策事業ということで、こちら6,834万円の決算をしております。季楽里の土地の購入費です。こちらのものでございます。

続いて、86ページをお願いします。7款の商工費、1項の商工費、2目の商工業振興費ということで、上から2つ目の段で商工業振興事業ということで商工会の補助金、板倉まつりの運営補助金等を含めて1,719万5,746円の決算となっております。4目の観光費、一番下です。観光振興事業ということで、東広域の群馬の水郷の護岸工事の負担金500万円を含めまして、784万4,282円の決算となっております。

続いて、88ページの一番上、揚舟運航事業269万6,248円の決算額となっております。

続いて、92ページをお願いします。こちら8款の土木費、2項の道路橋梁費で3目の道路新設改良費ですけれども、下の段です。地方道路整備事業、こちらが3,253万5,278円の決算となっております。

続いて、94ページの右上です。町単独道路整備事業4,041万2,270円の決算となっております。

続いて、96ページをお願いします。2目の公園費、上から2段目の一番上です。公園維持管理事業1,968万5,564円の決算となっております。下のほうにいきまして、3目の下水道費、下水道特別会計繰出金2億5,656万8,000円の決算となっております。

続いて、98ページをお願いします。6目のニュータウン建設整備費でちょうど真ん中辺です。通・仲伊谷田・海老瀬・飯野線交差点改良事業ということで、これは物件補償費なのですけれども、510万4,020円の決算というふうになっています。

続いて、100ページをお願いします。9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費ですけれども、館林地区消防組合の負担金2億2,247万4,000円です。2目の非常備消防費、こちらも館林組合への負担金で2,053万1,000円。それから、3目の施設費では、やはり館林地区消防組合の負担金で1,894万8,000円というふうに決算されてございます。

続いて、104ページをお願いします。真ん中の段ですけれども、10款の教育費、1項の教育総務費、4目の教育指導費、教育指導充実事業で553万582円。それから、そのすぐ下で外国青年招致事業851万5,332円の決算になってございます。それから、一番下で2項の小学校費、1目の学校管理費、小学校運営費ということで8,884万7,703円の決算となっております。

続いて、106ページの真ん中より若干下です。小学校の施設維持管理です。これが4,873万3,808円というふうになっています。この中には一番下のほうにありますけれども、北小学校、東小学校、南小学校の施設の整備工事というのが含まれてございます。

続いて、108ページをお願いします。3項の中学校費、1目の学校管理費、一番下の段の上のほうに中学校運営費というふうにありますけれども、3,676万8,006円です。

続いて、114ページをお願いします。4項の社会教育費、2目の文化財保護費ということで、右側の一番上、いたくらの水郷景観保全整備事業ということで404万5,215円の決算となっております。

続いて、116ページを、こちら3目の文化振興費、一番上のところで町民教養講座事業ということで70万7,101円の決算となっております。

続いて、118ページ、5目の中央公民館費、一番上です。1,870万514円。

それから、120ページをお願いします。上の段の真ん中辺、図書館の充実事業332万9,323円の決算になってございます。6目の東部公民館費、下の段の一番上です。公民館管理運営事業723万5,182円というふうになってございます。

122ページの下段の一番上、7目南部公民館費、公民館管理運営事業740万7,542円。

124ページをお願いします。下の段の一番上です。8目の北部公民館費、公民館管理運営事業で847万6,529円の決算となっております。

126ページ、9目のわたらせ自然館費、真ん中から下の段で自然館管理運営事業629万6,354円というふうになっております。

続いて、130ページをお願いします。2目の保健体育施設費で、上のほうで社会体育施設管理事業ということで1,302万5,349円でございます。

続いて、134ページをお願いします。12款の公債費、1項の公債費ですけれども、1目の元金、長期債償還元金92件分で6億5,395万1,409円。2目の利子、長期債償還利子、こちら102件分でございますけれども、1億1,440万8,448円の決算となっております。

続いて、136ページをお願いします。13款の諸支出金の2項の土地開発基金費、1目の土地開発基金費ということで、土地開発基金への元金繰出金ということで1億円、利子が6,000円ということでございます。

以上、歳出合計といたしまして49億4,006万6,921円で、対前年比では3億1,002万3,000円というふうになっています。それから、歳入で大体3億円前年度を下回って、歳出も前年度を3億円下回っているという結果でございます。

以上で議案第54号、板倉町一般会計決算の説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第55号 平成18年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

まず、歳入歳出の全体的な構成について申し上げます。それから具体的な明細を申し上げたいと思います。まず、老人保健加入者数でありますけれども、2,050人です。

それでは、1ページと2ページをお願いいたします。まず、歳入ですけれども、主に支払基金からの交付金が全体の51.63%、国庫支出金が28.37%、県支出金が7.35%、繰入金が8.17%でございます。歳入総額は12億8,098万5,167円で、前年度対比3.04%の減でございます。

3ページと4ページをお願いいたします。歳出ですが、構成割合は医療諸費が96.72%であります。歳出総額でありますけれども、12億6,041万4,689円で、前年度対比0.32%の減でございます。歳入歳出差し引き残金は2,057万478円です。

それでは、具体的に説明申し上げます。5ページと6ページをお願いいたします。まず、歳入ですけれども、1款の支払基金からの交付金、収入済額6億6,142万5,000円ですが、前年度対比8.31%の減でございます。

2款国庫支出金3億6,344万9,000円ですが、これは前年度対比2.26%の減でございます。

3款県支出金ですが、9,413万995円、前年度対比0.52%の減でございます。

4款の町からの繰入金ですが、1億463万4,000円です。前年度対比8.46%の増でございます。

以上の支払基金、国庫、県、町からの繰入金につきましては、それぞれ費用負担の割合が決められておりまして、それぞれの増加はその費用負担の増減によるものでございます。

7ページと8ページをお願いいたします。5款の繰入金ですが、収入済額5,665万1,452円でございます。これは、前年度の繰越金であります。

以上、歳入合計12億8,098万5,167円で、前年度対比3.04%の減でございます。

9ページと10ページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費ですが、経常的な部分ですので、省略をさせていただきます。

2款の医療諸費につきましては12億1,908万2,116円で、対前年比2.17%の減でございます。

11ページと12ページをお願いいたします。3款の諸支出金につきましては3,701万3,683円ですが、これは前年度支払基金への精算返納金と一般会計の繰入金精算によるものでございます。

以上、歳出合計12億6,041万4,689円で、前年度対比0.32%の減でございます。

13ページと14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります。歳入総額から歳出総額を差し引きまして2,057万円の实質収支額となります。

次の決算比較につきましては省略をさせていただきます。

医療費総体では、前年度対比2.1%の減少になりましたけれども、理由につきましては前年度と比較しまして3.76%の増加となっております。1人当たりの年間医療費給付額でありますけれども、18年度は57万4,000円でありましたが、前年度55万5,000円ということで上昇をしております。こうしたことから、被保険者は減少しておりますけれども、医療費総体も減少しておりますけれども、1人当たりの医療費は年々増加をしていることから、今後は予防活動と連動した健康づくりが必要であるというふうに考えております。

以上で説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号 平成18年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。まず、加入の状況についてでありますけれども、国保世帯数3,026世帯、一般被保険者数7,339人、そのうち老人保健医療対象者1,518人、退職被保険者数869人でございます。

初めに、全体の構成割合を申し上げます、具体的には明細書のほうで説明を申し上げます。1ページと2ページをお願いいたします。歳入の合計といたしましては、国民健康保険税が全体の33.87%、国庫支出金が30.84%、療養給付費交付金が11.66%、県支出金が5.23%、繰入金が7.69%であります。総収入額は17億1,402万5,297円で、前年度対比9.8%の増でございます。

3ページと4ページをお願いいたします。歳出につきましては、2款の保険給付費が65.95%、老人保健拠出金が16.67%、介護納付金が7.39%となっております。総支出額は16億4,601万4,534円で、前年度対比10.21%の増でございます。

以上、歳入総額17億1,402万5,297円、歳出総額16億4,601万4,534円、歳入歳出差し引き残額6,801万763円ありますが、そのうち201万6,000円を電算国保システム改修費として19年度へ繰越明許いたしましたので、実質収支額は6,599万4,763円あります。

それでは、5ページと6ページをお願いいたします。国民健康保険税ですが、収入済額は5億8,045万5,285円で、前年度対比1.59%の減でございます。これは、被保険者の人数が減少をしていることによる国保税の減額であります。被保険者数につきましては7,493人から7,389人と減少しております。

3款の国庫支出金ですが、5億2,856万7,369円で、前年度対比3.7%の増でございます。

7ページと8ページをお願いいたします。2項1目財政調整交付金ですが、1億1,503万7,000円でございます。

4款の療養給付費等交付金につきましては、退職者に係る療養給付費でありますけれども、1億9,978万2,000円あります。これは、支払基金から交付されるものでございます。

5款の県支出金ですが、8,966万4,801円あります。前年度対比28.59%の増ということになっております。

9ページと10ページをお願いいたします。2目の県財政調整交付金の関係ですが、これが新たに導入されたもので、5%の県の補助となっております。7,972万1,000円でございます。国の負担分が減少したかわりに、県の負担が大きくなり、県の役割が図られたということによるものであります。

6款の共同事業交付金ですが、これは国保連合会で実施をしているもので、1カ月の医療費が70万円を超えた場合、その超過部分に10分の6を乗じた額が交付されます。1億1,514万7,488円でございます。

8款の繰入金1億3,188万5,000円ありますが、対前年度比10.76%の増であります。

11ページと12ページをお願いいたします。2項基金繰入金3,500万円でございます。

9款繰越金6,748万7,278円でございます。

13ページと14ページをお願いいたします。歳入総額17億1,402万5,297円で、前年度対比9.8%の増でございます。

次に、歳出になります。15ページと16ページをお願いいたします。1款の総務費の支出済額3,812万9,860円につきましては、人件費、一般経費などがございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。2項徴税費と3項運営協議会費などに係る経費などあります。

2 款の保険給付費ですが、10億8,551万4,306円で、対前年度比10.1%の増でございます。1 項の療養諸費、1 目の一般被保険者療養諸費につきましては7億6,662万1,895円で、対前年度比9.8%の増であります。2 目の退職者被保険者等療養給付費は1億9,623万9,084円で、前年度対比12.68%の増でございます。3 目の一般被保険者療養費ですが、833万6,257円、前年度対比1.81%の減でございます。4 目の退職被保険者等療養費は251万5,926円で、対前年度比9.25%の増でございます。

19ページと20ページをお願いいたします。2 項の高額療養費ですが、9,396万1,136円、前年度対比11.15%の増でございます。一般の高額療養費943件、退職者204件でございます。4 項の出産育児諸費670万円でございますけれども、30万円の補助から10月より5万円引き上げられまして、35万円になったわけでありまして、21件分の支給がございました。5 項の葬祭諸費でありますけれども、665万円であります。5 万円で133件でありました。

21ページと22ページをお願いいたします。3 款の老人保健拠出金ですが、2億7,436万3,332円、前年度対比5.32%の減でございます。

4 款の介護納付金ですけれども、1億2,165万5,857円、対前年度比1.21%の減でございます。

5 款の共同事業拠出金1億1,729万6,691円、国保連合会への拠出金であります。

23ページと24ページをお願いいたします。6 款の保健事業でありますけれども、280万9,332円あります。これは、主に人間ドックの補助事業にかかわるもので、139名の方に助成をしております。助成額につきましては1万2,000円になります。

27ページと28ページをお願いいたします。歳出合計16億4,601万4,534円、前年度対比10.21%の増でございます。

29ページと30ページをお願いいたします。実質収支額は6,599万4,000円あります。基金につきましては、決算年度末現在で5,146万2,000円でございます。歳入財源の使用部分である国保税につきましては、現年度収支率95.76%と、前年度に比べまして1.05%上昇しております。滞納繰り越し分につきましては757万6,000円で、前年度対比7.5%を上回っておりますけれども、収入の未済額が多く残されていますので、今後も収納対策を進め、医療費の適正化を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第57号 平成18年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。介護保険事業は社会保険制度でありまして、40歳以上の2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者の保険料と、国、県、町の財源により運営をしております。板倉町の平成19年度4月1日現在の人口は1万6,132人、65歳以上の人口が3,575人ありますので、高齢化率が現在22.16%でございます。保険給付費6億6,758万4,300円に対しまして、サービス利用者1人当たり171万1,754円でございます。平成18年度の決算における要介護認定者数455人、居宅介護受給者数280人、施設サービス利用者数110人、合わせまして390の方がサービスを受けている状況であります。

それでは、歳入について説明をさせていただきます。収入済額で説明をしたいと思っております。1ページと2ページをお願いいたします。主な財源でありますけれども、1 款保険料1億4,713万7,250円、3 款国庫支出金1億8,566万2,700円、4 款支払基金交付金2億633万4,000円、5 款県支出金1億89万7,268円、7 款繰入

金 1 億3,820万円ですが、人件費、事務につきましては町から100%、その他の事業運営につきましては介護給付費に定められた負担割合によりまして町から支出されるものでございます。

歳入合計といたしまして 8 億278万3,746円でございます。

次に、3 ページと 4 ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額で説明を申し上げます。1 款総務費2,793万138円ですが、主に人件費、事務費等の委託料でございます。

2 款の保険給付費 6 億6,758万4,300円ですが、サービス利用の給付でありまして、歳出の94%を占めてございます。

歳出合計といたしまして 7 億2,852万5,249円でございます。

歳入総額 8 億278万3,746円、歳出総額 7 億2,852万5,249円、歳入歳出差し引き残額7,425万8,497円でございます。繰越明許費といたしまして120万5,000円を差し引きました7,305万3,497円が実質の収支額でございます。

次に、5 ページと 6 ページをごらんいただきたいと思います。歳入でありますけれども、歳入につきましては 1 款保険料、3 款国庫支出金、4 款支払基金、5 款県の支出金、7 款町からの繰入金が主な歳入になっておりますけれども、それぞれ負担割合が決められたものになっております。

1 款 1 目保険料 1 億4,713万7,250円でございます。これは、特別徴収者3,000人、普通徴収者約500人、合計3,500人の方からの保険料であります。この徴収方法につきましては、第 1 号被保険者65歳以上の方につきましては年金からの天引きによりますけれども、年金によります特別徴収、それから納付書によります普通徴収からになっております。

3 款の国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億3,378万2,000円でございます。2 項 1 目調整交付金 4,681万9,000円でございます。調整交付金につきましては、高齢者の保険料の格差を是正するため、国から交付されるものでございます。

次に、7 ページと 8 ページをお願いいたします。4 款支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 2 億422万3,000円、2 目地域支援事業費交付金211万1,000円でございますが、第 2 号被保険者であります40歳から64歳の方の保険料を介護給付費や、介護予防費のための地域支援事業としてそれぞれ交付されるものでございます。

5 款の県の支出金、1 項 1 目介護給付費負担金9,867万5,413円で、介護給付費の12.5%相当額でございます。また、2 項 1 目、2 目地域支援事業費交付金につきましても国や支払基金同様に交付されているものでございます。

次に、9 ページと10ページをお願いいたします。7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金としまして8,308万7,000円でございます。このことにつきましては、給付費の12.5%と町からの負担割合が決められたものになっております。4 目のその他一般会計繰入金としまして5,294万3,000円でございますが、職員に係る人件費及び事務費等に係る繰入金でございます。

8 款繰越金2,372万1,600円、前年度からの繰越金でございます。

次に、11ページと12ページをお願いいたします。歳入合計といたしまして 8 億278万3,746円でございます。

次に、15ページと16ページをお願いいたします。2 項 1 目賦課徴収費119万1,668円につきましては、賦課徴収に係る事務的な経費でございます。

3項1目認定調査費471万476円ですけれども、主なものは12節役務費の主治医意見書手数料237万6,741円でございます。この意見書でありますけれども、要介護認定に必要なものでございまして、18年度の意見書の作成件数につきましては494件でございます。13節の委託料、要介護認定調査業務委託料としまして178万3,000円でございます。これにつきましても、申請者の身体状況等の把握、要介護認定に必要なものでございます。

続きまして、2目認定審査会共同設置負担金349万6,000円でございますが、主に介護認定審査会負担金でありますけれども、この介護認定審査会ですけれども、館林市ほか5町で共同の設置をしております。

次に、17ページと18ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費2億5,266万5,877円でございますが、これにつきましては居宅介護サービス給付にかかわる訪問介護、訪問入浴、デイサービス、デイケア、ショート等の在宅で受けるサービスの給付でございます。3目の地域密着型介護サービス給付費といたしまして5,413万608円でございます。5目の施設介護サービス給付費2億8,812万3,683円でございますが、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護予防型医療施設に入所している方のサービスの給付費でございます。

次に、19ページと20ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費3,103万4,851円でございます。これは、在宅においてサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、訪問介護やデイサービスを利用するときに必要なプランでございます。

次に、23ページと24ページをお願いいたします。5項1目特定入所者介護サービス給付費1,478万640円でございますが、今まで介護保険3施設に入所していた方は食費、居住費が介護保険から支給されておりましたけれども、平成17年から介護保険の一部サービスの見直しによりまして自己負担になったわけでありまして、それに伴います食費、居住費の所得に応じて介護保険から支給をする制度でございます。

次に、25ページと26ページをお願いいたします。5款1項1目介護予防事業費としまして374万1,245円でございます。2項包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費2,156万4,495円であります。主に地域包括支援センター職員の人件費でございます。

次に、29ページと30ページをお願いいたします。7款1項2目償還金399万9,162円でございますが、事務費交付金確定に伴います国庫負担金及び支払基金への返還金でございます。

歳出合計といたしまして7億2,852万5,249円でございます。

31ページと32ページをお願いいたします。実質収支額7,305万4,000円であります。基金につきましては、決算末年度現在高で1億9,429円でございます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第58号 平成18年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

1ページと4ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

5ページと6ページをお願いします。まず、1款の使用料及び手数料ですが、使用料といたしまして収入



済額が3,584万5,478円、そのうち下水道使用料が3,561万8,816円でした。滞納繰り越し分ですけれども、22万6,662円です。2項の手数料、下水道手数料につきましては2万円ということです。

2款の国庫支出金と3款の県支出金はありません。

4款の繰入金ですが、これは町の一般会計からの繰入金ですけれども、2億5,656万8,000円でございます。

7ページと8ページをお願いいたします。5款の繰越金は755万7,529円でございます。

6款の諸収入は3万8,686円。

以上、歳入を合計いたしまして3億2万9,693円となります。

9ページと10ページをお願いします。歳出でございます。まず、1款の下水道費、合計で7,452万8,530円となります。内容ですが、1目の下水道総務費、これが1,933万1,741円です。右の備考欄をちょっとごらんになっていただきたいのですけれども、主に職員人件費と、それから委託料ですけれども、使用料徴収事務委託料でございます。この使用料徴収事務委託料は、下水道のほうから上水道のほうに事務費として支払っているものでございます。それから、2目は省略させていただきまして、3目の管渠維持費ですが、これは工事請負費といたしまして29万9,250円、これは泉野公園の不明水に係る工事費でございます。

11ページと12ページをお願いいたします。4目の水質浄化センター費ですが、5,489万1,159円です。これも備考欄をちょっとごらんになっていただきたいと思いますが、主に職員人件費分と、それから水質浄化センターの需用費、それから委託料などがございます。需用費としましては、中の光熱水費に589万6,030円、それから委託料、これは特にその中の維持管理業務委託料ですが、これが3,570万円、それから汚泥処理業務委託料、これが266万2,587円です。それから、水質分析業務委託料ですけれども、147万円です。これは、年間4回実施しているものでございます。

13ページと14ページをお願いいたします。2款の公債費ですけれども、2億1,635万9,001円です。内訳ですけれども、長期起債償還元金に1億7,111万6,564円、それから長期起債償還利子に4,524万2,437円でございます。

以上、歳出合計は2億9,088万7,531円となります。

基本的に下水道の特別会計につきましては、下水道の使用料、それから町からの繰入金で運営されております。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議案第59号 平成18年度板倉町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。決算報告書、それから損益計算書、剰余金計算書、それから剰余金処分計算書、貸借対照表の5項目を説明させていただきたいと思いますが、最初の決算報告書、これにつきましては町長の提案理由の中で説明してありますので、省略させていただきます。

5ページの損益計算書から説明させていただきます。ちょっと若干説明が長くなると思いますが、ご容赦願います。平成18年度板倉町水道事業損益計算書ですが、まず1番目の営業収益ですが、(1)の給水収益は3億1,099万4,348円で、4,885件分でございます。(2)の受託工事収益ですが、187万3,972円。(3)その他の営業収益ですが、これは3,791万8,490円です。このその他の営業収益ですが、これは材料の売却収益、それから他会計の負担金などがございます。以上、合計しまして3億5,078万6,810円でございます。

2番目の営業費用ですが、(1)の原水及び浄水費に1億3,907万4,974円で、主なものとして電

気保安業務、それから水質検査の委託料、塩素代の薬品費、それから各浄水場電気料としての動力費、それから県水の受水費などがございます。

それから、次の(2)配水及び給水費ですが、648万5,588円です。主なものとしまして、漏水調査、それから量水器の交換の委託料、それから漏水の修繕費などがございます。(3)の受託給水工事費ですが、112万7,460円で、受託工事費の材料費でございます。(4)の総係費、これは4,568万4,739円で、職員の給与、それから手当、それから会計システム委託料に係るものがございます。(5)の減価償却費、これ8,918万3,501円でした。(7)のその他営業費用ですが、これは材料の売却原価ですが、225万6,100円です。

以上、合計しまして2億8,381万2,362円です。それで、営業収益から営業費用を引きまして、右端の数字ですけれども、6,697万4,448円が営業利益となります。

それから、3の営業外収益ですが、受取利息と、それから下水道料金徴収事務受託料などの雑収益、合わせまして104万5,091円でした。

4の営業外費用ですけれども、支払利息に2,595万1,410円、雑支出が24万3,000円で、合計で2,619万4,410円となります。営業外収益104万5,091円から営業外費用2,619万4,410円を差し引きまして、マイナスの2,514万9,319円となります。経常利益につきましては、営業利益6,697万4,448円から、先ほどの営業外収益と費用のマイナス分2,514万9,319円を差し引きまして、4,182万5,129円が経常利益となります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は54万225円です。これは、不納欠損金でございます。

それから、当年度の純利益は、経常利益4,182万5,129円から特別損失54万225円を差し引きまして、4,128万4,904円となります。前年度の繰越利益剰余金が2,027万5,830円ですので、当年度純利益と足しまして6,156万734円が当年度末処分利益剰余金ということです。

6ページをお願いします。6ページの剰余金計算書につきまして説明申し上げます。利益剰余金の部ですが、減債積立金、(1)は前年度末残高が4,243万9,074円、2の建設改良積立金ですけれども、前年度末残高が749万884円、積立金合計4,992万9,958円で、前年とこれは変わりありません。

次が、3の未処分利益剰余金ですが、前年度分が2,427万5,830円、そのうちの減債積み立てに100万円、次の口の建設改良積み立てに300万円を処分しまして、繰越利益剰余金年度末残高が2,027万5,830円ということです。それから、損益計算書にありましたように、当年度の純利益が4,128万4,904円ですので、当年度末処分利益剰余金は繰越利益剰余金年度末残高と当年度末処分利益剰余金を足しまして6,156万734円となります。

7ページをお願いします。資本剰余金の部ですが、国庫補助金ですが、前年度末残高が3,167万2,973円、当年度発生額、これが923万2,000円あります。合計が4,090万4,973円です。2の工事分担金ですが、前年度が3,193万1,689円で、本年度はございません。3の工事負担金、前年度が1億4,763万8,142円、当年度の発生高が2,798万円で、合計1億7,561万8,142円となります。4のその他剰余金ですけれども、前年度分が3億2,489万5,679円ということです。

以上、それぞれを合計しまして5億7,335万483円が翌年度の繰越資本剰余金となります。

8ページをお願いします。これは計画ということですが、平成18年度の板倉町水道事業剰余金処分計算書です。当年度末処分利益剰余金としまして6,156万734円出しましたが、これから減債積立金としまして

100万円、それから建設改良積立金としまして300万円、合計400万円積みまして、翌年度繰越利益剰余金を5,756万734円とするものです。

9ページをお願いします。貸借対照表ですが、まず資産の部を説明いたします。1の固定資産の有形固定資産ですが、土地が1,863万7,767円、建物が9,966万3,740円、構築物が18億6,520万5,080円、機械及び装置が2億4,337万9,460円、車両運搬具が40万7,610円、工具器具及び備品が8万4,190円、建設仮勘定はゼロで、合計いたしまして22億2,737万7,847円となります。

次の無形固定資産ですが、これは電話加入権ですけれども、23万6,044円で、合わせまして固定資産は22億2,761万3,891円となります。

2の流動資産ですけれども、現金預金が1億2,910万3,975円、未収金が1,675万4,257円、貯蔵品が507万100円、流動資産合計は1億5,092万8,332円となり、資産合計は固定資産合計と流動資産合計を足しまして23億7,854万2,223円となります。

10ページの負債の部ですが、流動負債につきましては未払い金が693万8,462円、その他の流動負債は下水道の預かり金が126万6,725円で、合計820万5,187円となります。

資本の部ですけれども、4の資本金の自己資本金につきましては出資金が3,850万円、これは前年度の町の出資金が760万円加算されたものです。組入資本金が7億9,284万1,639円で、合計で8億3,134万1,639円となります。借入資本金ですけれども、企業債が8億3,526万8,127円、自己資本金と借入資本金を合計しまして16億6,660万9,766円となります。

5の剰余金ですけれども、資本剰余金は国庫補助金が4,600万4,973円、工事分担金が3,193万1,689円、工事負担金が1億8,540万4,237円、その他剰余金が3億2,489万5,679円で、その合計が5億8,823万6,578円となります。(2)の利益剰余金ですが、減債積立金に4,343万9,074円、建設改良積立金に1,049万884円、当年度末処分利益剰余金が6,156万734円で、その合計1億1,549万692円となります。剰余金の合計は7億372万7,270円、資本合計が23億7,033万7,036円となり、負債の資本の合計ですけれども、流動負債の合計と、それから資本の合計を足しまして23億7,854万2,223円となります。

11ページからは附属資料でございますけれども、特に11ページに総括が書かれておりますので、これは後ほど参考にさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 以上で各会計の決算に対する説明が終わりました。

---

#### ○監査報告

○議長（荻野美友君） 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、青木佳一君。

[ 監査委員（青木佳一君）登壇 ]

○監査委員（青木佳一君） それでは、ご指名がございましたので、平成18年度の各会計決算についてご報告を申し上げます。

平成18年度の各会計決算審査については、去る8月22日に実施をいたしました。各会計とも予算の執行

は適正に行われており、各決算は計数的に正確で、内容も正当なものと認めました。一般会計及び特別会計並びに水道事業会計については、非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたします。今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成18年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分な検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長（荻野美友君） 以上で監査報告が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。この決算に対する質疑、討論、採決は、各常任委員会における決算事務調査後、最終日の20日に行いますので、ご了承願います。

---

○陳情第1号 後期高齢者医療保険制度の見直しをもとめる要請書について

○議長（荻野美友君） 日程第22、陳情第1号 後期高齢者医療保険制度の見直しをもとめる要請書については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

---

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時30分）